

目 で 見 る 日 本 の 地 方 財 政

地方財政の状況

平成17年版地方財政白書ビジュアル版（平成15年度決算）



総務省



地方財政の役割

..... 1

地方財政の現状

決算規模	4
決算収支	4
歳入	5
1 歳入内訳の構成	5
2 歳入内訳の推移	6
3 地方税	7
4 地方交付税	9
歳出	11
1 目的別分類	11
2 性質別分類	14
財政構造の弾力性	17
1 経常収支比率	17
2 起債制限比率	18
地方財政の借入金残高	19
1 地方債現在高の推移	19
2 地方財政の借入金残高	20
地方公営企業	21
1 地方公営企業が占める割合	21
2 事業数	22
3 決算規模	22
4 経営状況	23

財政の健全化に向けての取組

1 公務員数	24
2 給与水準	25
3 行政の透明化	26
4 行政改革の具体的な取組事例	28
5 新地方行革指針による地方行革の推進	29

地方財政の課題

1 三位一体の改革	30
2 財政基盤の充実	33
3 市町村合併の推進	37

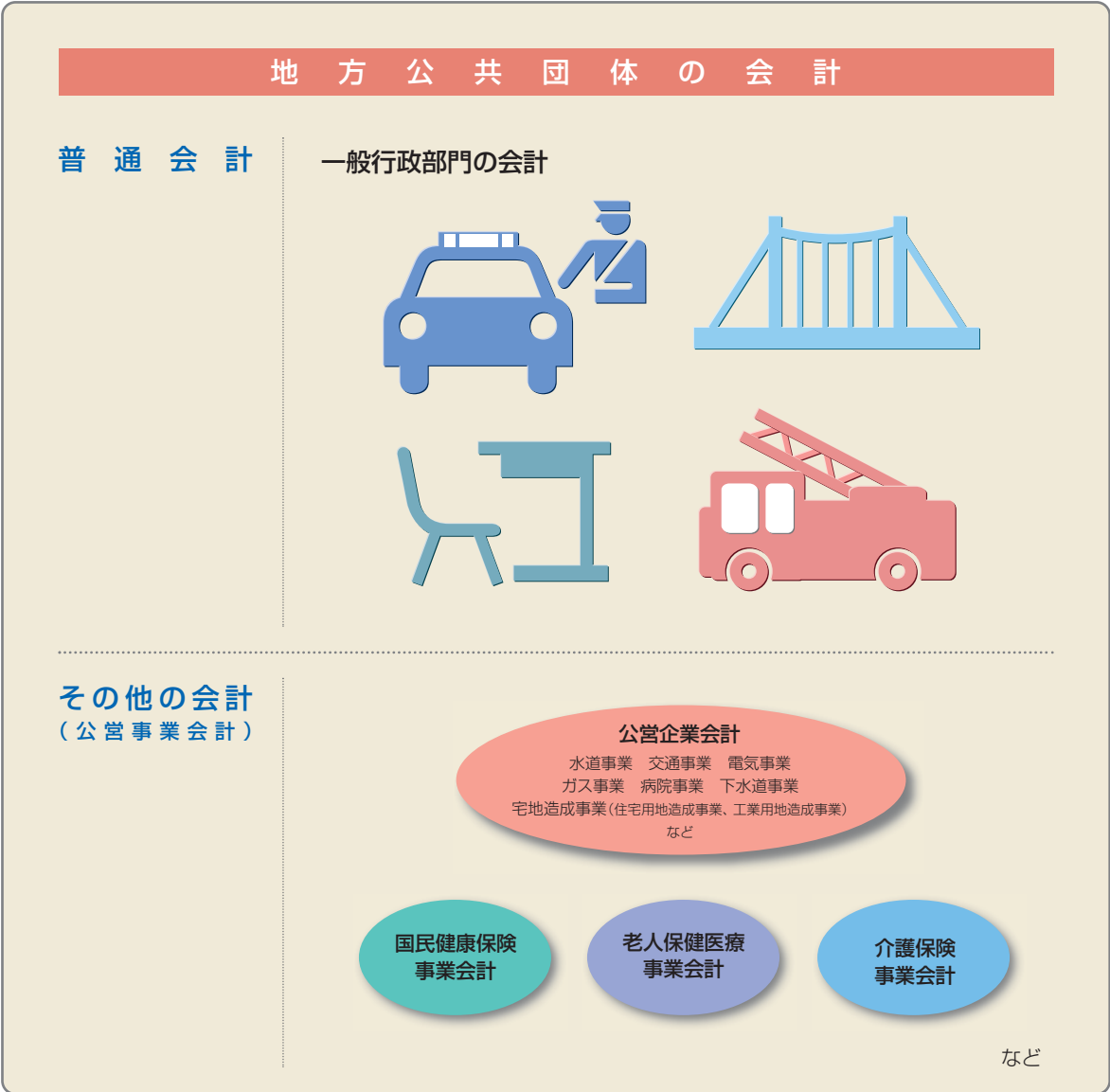
地方財政の役割

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、平成15年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組などを紹介していきます。

地方公共団体の会計の決算統計上の分類

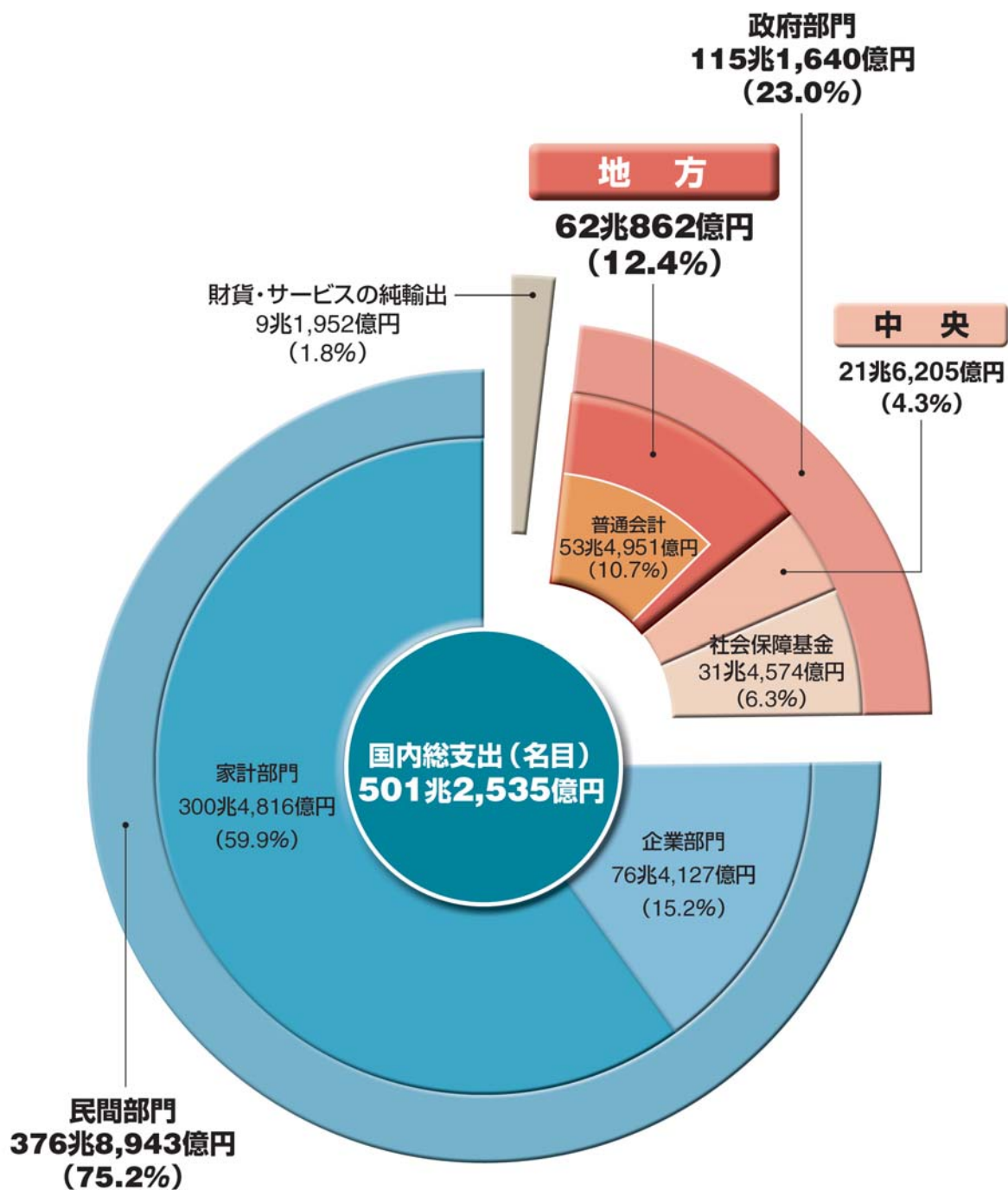
地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分しています。



地方財政の規模は、国の財政に比べてどの程度なのでしょう？

地方財政の規模を国内総支出に占める割合でみると、地方政府部門が12.4%を占めており、中央政府の約3倍となっています。

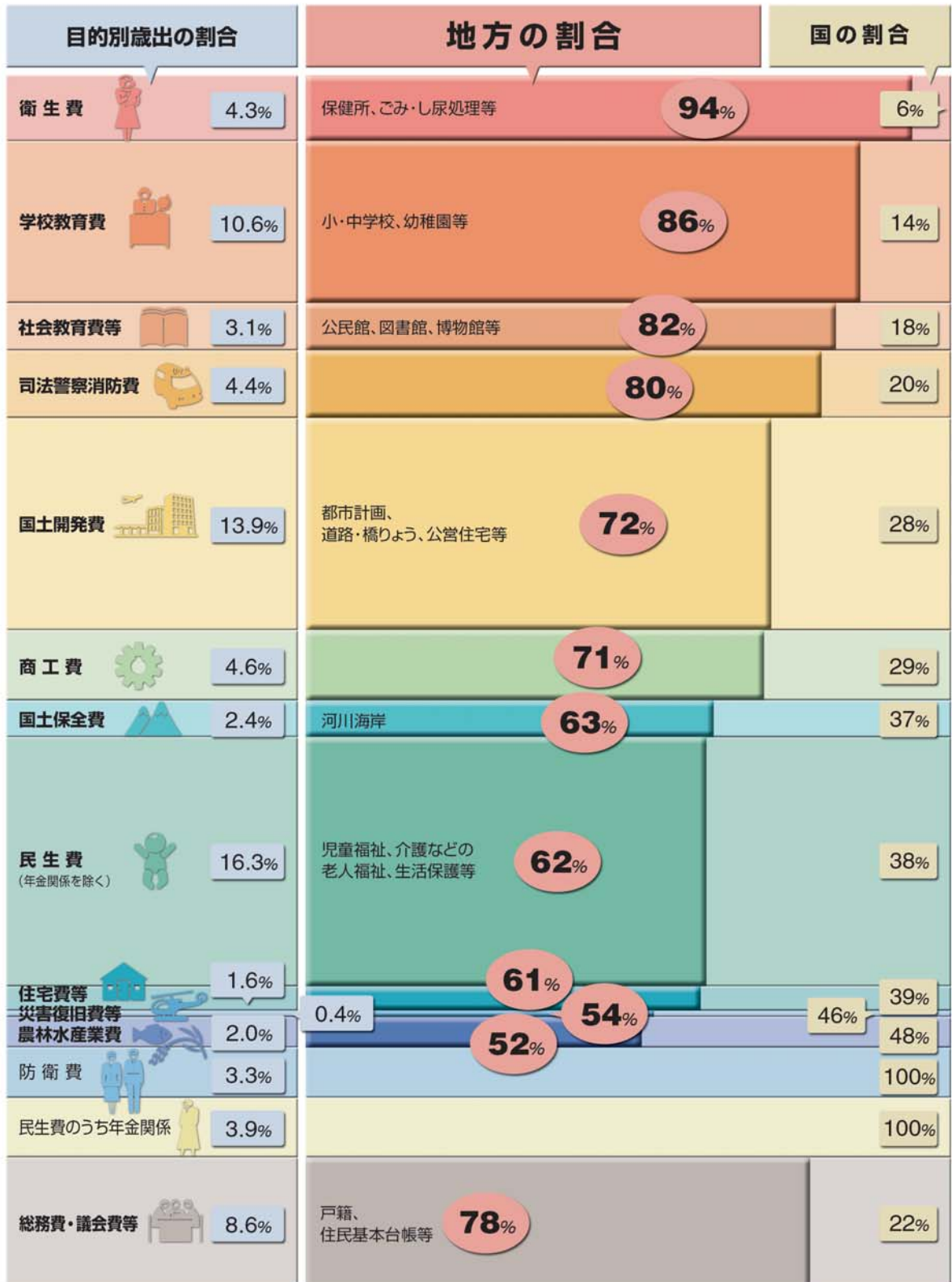
国内総支出と地方財政



どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、社会教育、警察・消防などの日常生活に関係の深い分野です。

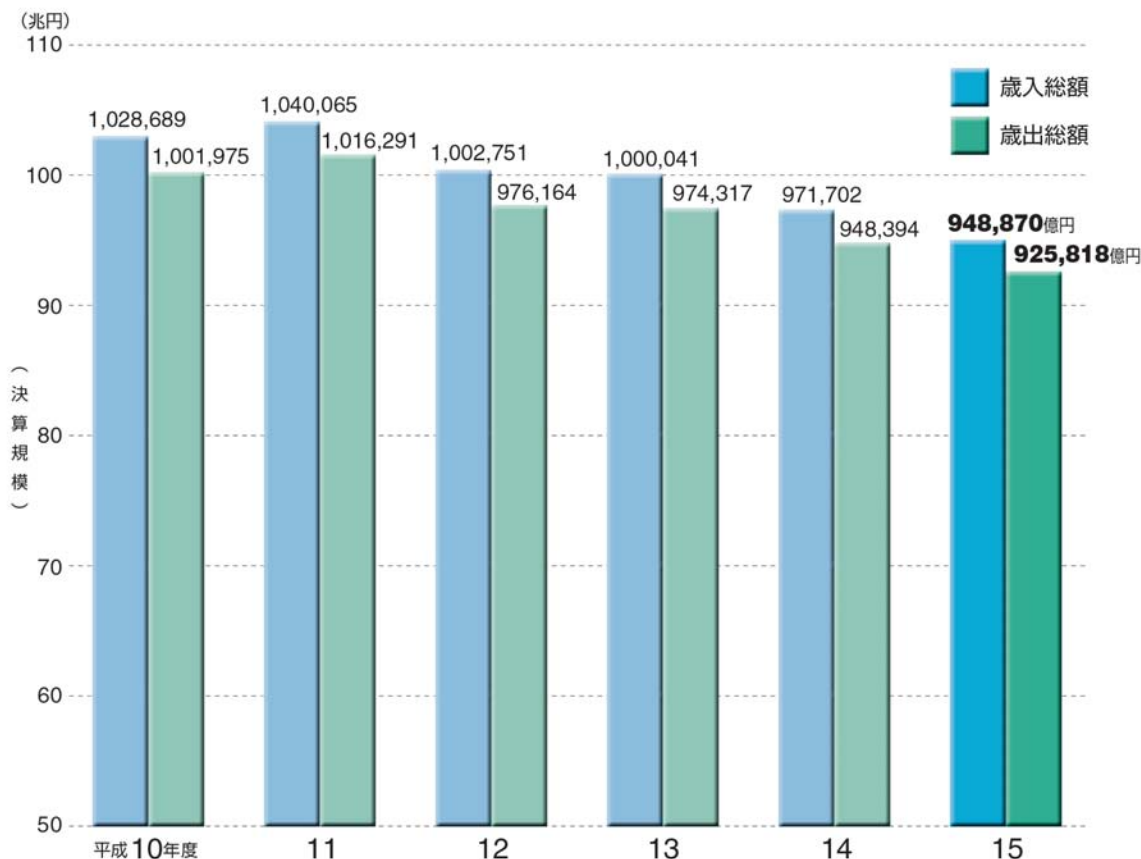
国と地方の主な目的別歳出の割合（最終支出ベース）



地方財政の現状

決算規模

決算規模は、歳出の普通建設事業費及び人件費の減少、歳入の地方税及び地方交付税の減少等により、歳入、歳出ともに4年連続で減少しています。



決算収支

単年度収支、実質単年度収支ともに黒字に転じたものの、実質収支が赤字の団体数が増加しています。

区分	決算額		赤字の団体数	
	15年度	14年度	15年度	14年度
実質単年度収支	918億円	▲978億円	1,448 (2,435)	2,055 (2,932)
単年度収支	1,397億円	▲554億円	1,347 (2,356)	1,949 (2,845)
実質収支	1兆2,046億円	1兆783億円	28	25

(注1) 実質単年度収支：単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額
 単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
 実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(注2) 実質単年度収支及び単年度収支の赤字の団体数は、一部事務組合及び広域連合を含みます。()内は、一部事務組合及び広域連合を含む団体数。

(注3) 実質収支の赤字の団体数は、打切り決算(市町村合併等により、出納整理期間中の歳入歳出がないこと)により赤字となった団体を除く。

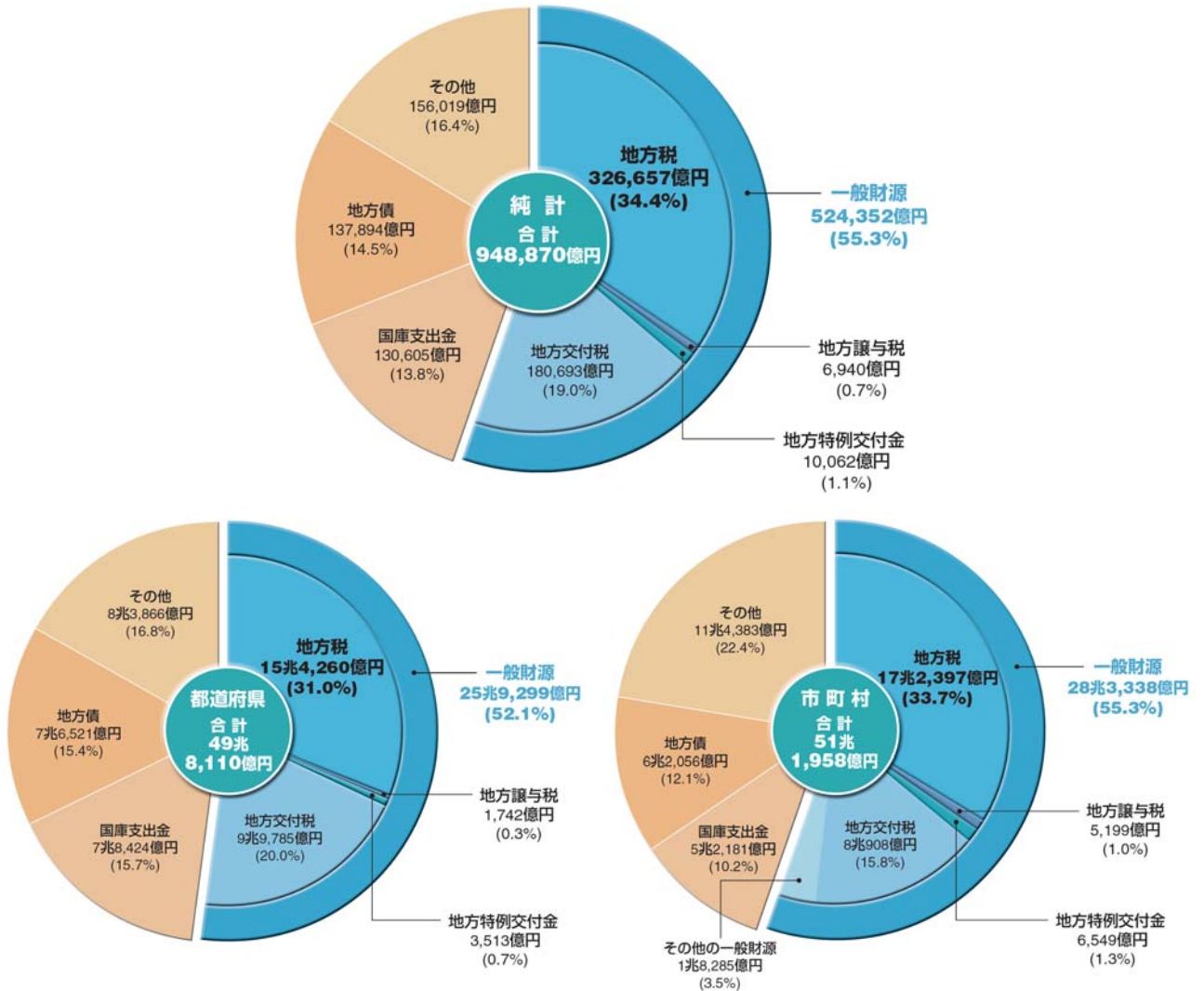
歳入

行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

1 歳入内訳の構成

地方公共団体の歳入のうち、地方税は約3分の1を占め、ついで、地方交付税、地方債、国庫支出金の順になっています。

歳入内訳の構成（平成15年度）



一般財源

地方税や、地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税等の合計額を一般財源として扱っています。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。

- * 地方譲与税 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。
- * 地方特例交付金 恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部の補てんや、国庫補助負担金の見直しに伴う国から地方公共団体への交付金で、地方税の代替的性格を有する財源です。
- * 地方交付税 国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するための地方共有の固有財源です（詳しくは9ページをご覧ください）。
- * 国庫支出金 国が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称です。
- * 地方債 地方公共団体の債務のうち、その履行が一会計年度を超えて行われるものを指します。

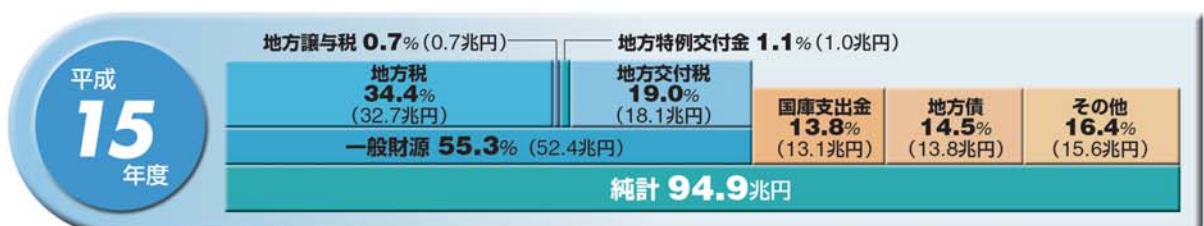
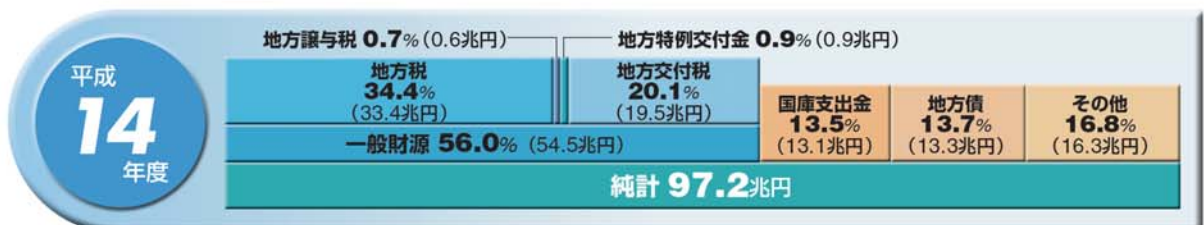
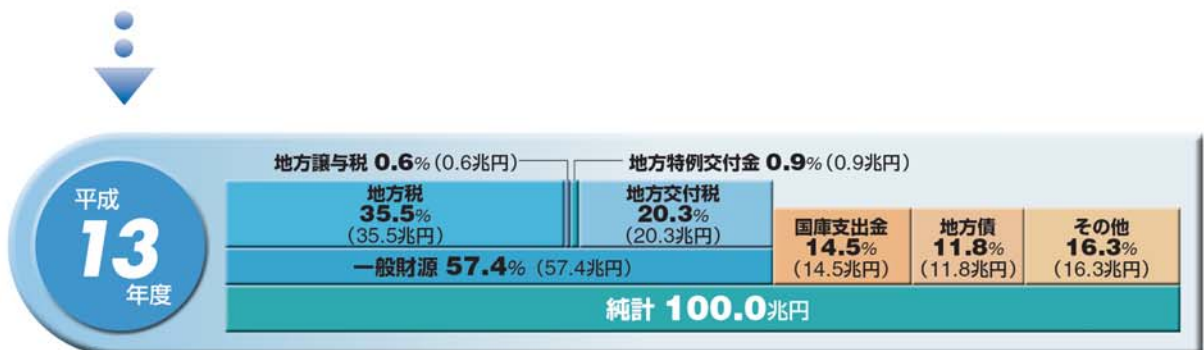
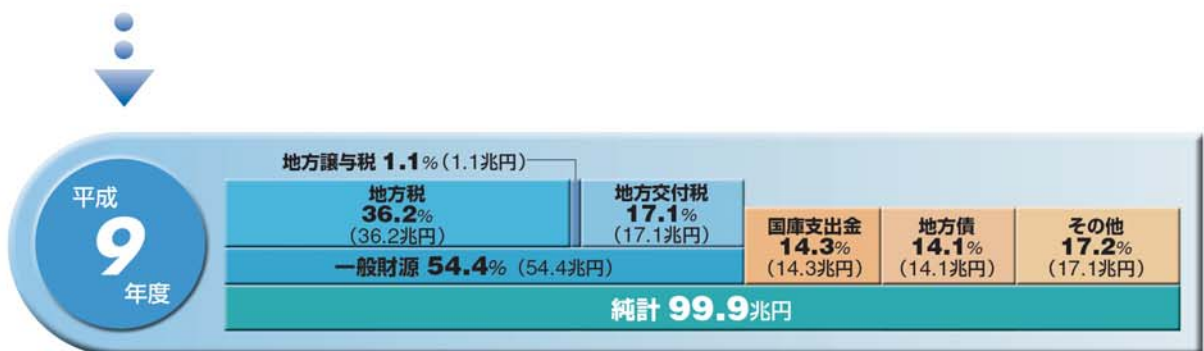
(注1) ここでは普通会計を中心に扱います（上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、21ページで紹介します）。

(注2) 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

2 歳入内訳の推移

近年、歳入総額に占める地方税、地方交付税の割合が減少傾向にある一方、地方債の割合が高まっています。

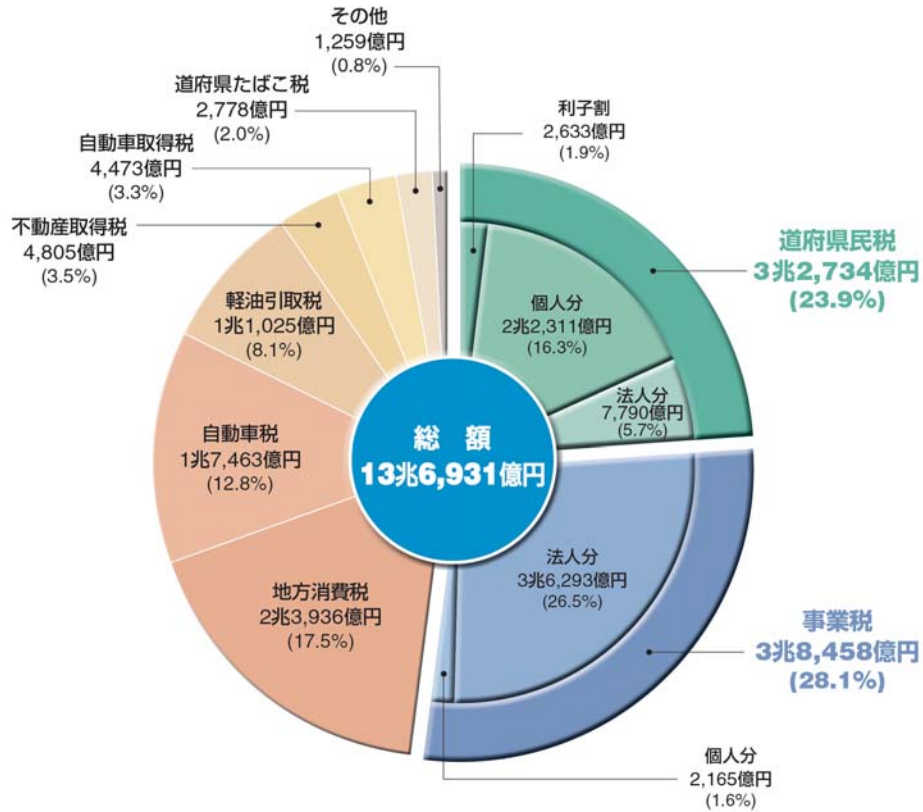
全 国



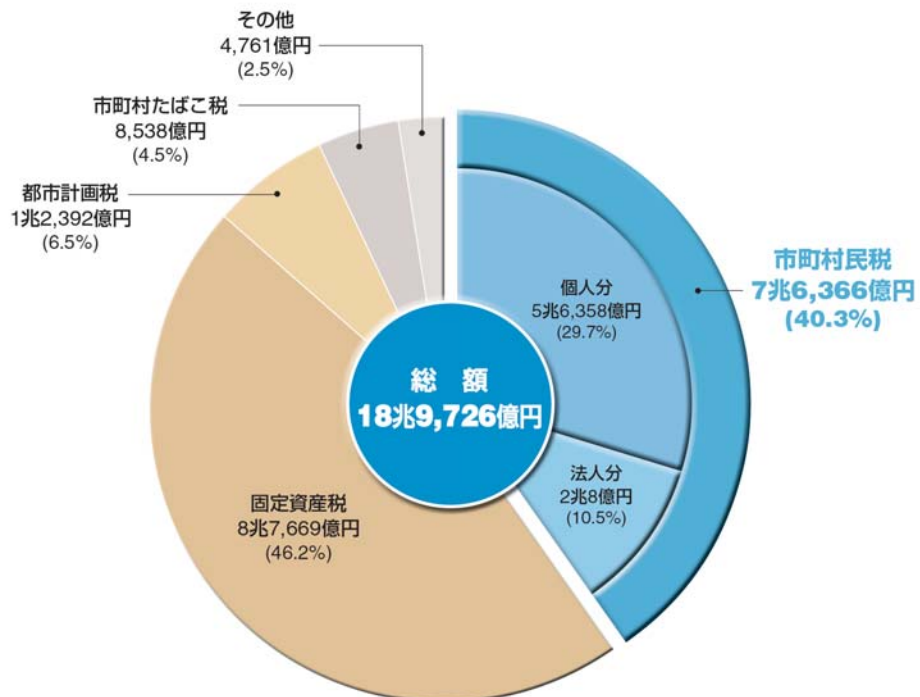
3 地方税

地方税は、都道府県税と市町村税とに分かれます(東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています)。

都道府県税の税収の構成 (平成15年度決算)



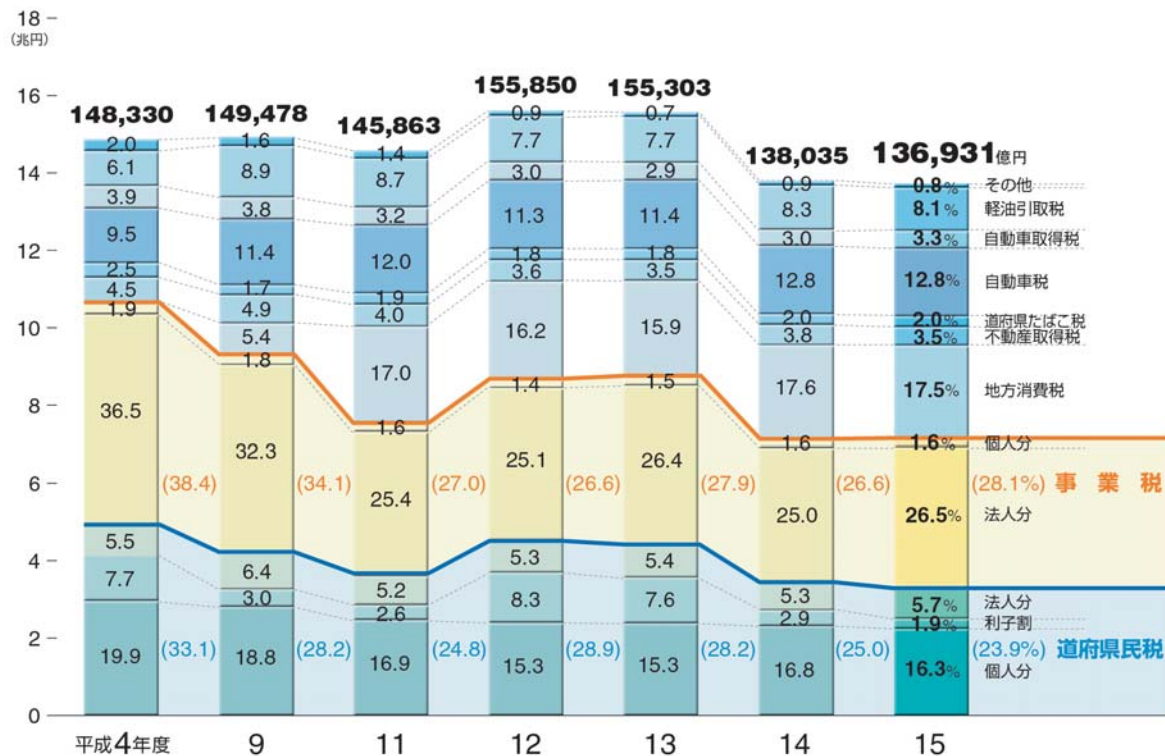
市町村税の税収の構成 (平成15年度決算)



都道府県税では法人関係二税（法人事業税及び法人道府県民税）の割合が高く、市町村税では固定資産税と個人市町村民税の割合が高くなっています。

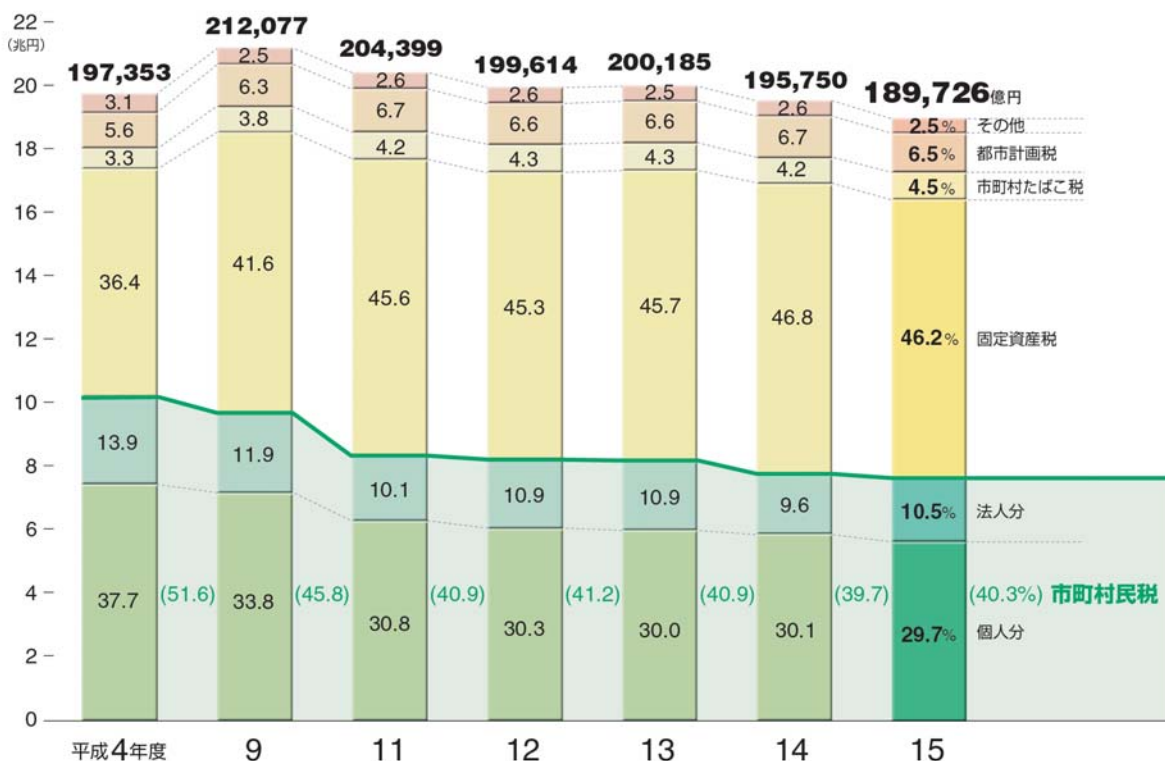
法人関係二税は景気変動の影響を受けやすく、都道府県税の税収は不安定になっています。他方、市町村税は比較的安定的に推移していましたが、平成13年度以降は減収傾向となっています。

都道府県税の推移



* ()内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

市町村税の推移



* ()内の数値は、市町村民税の構成比である。

4 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

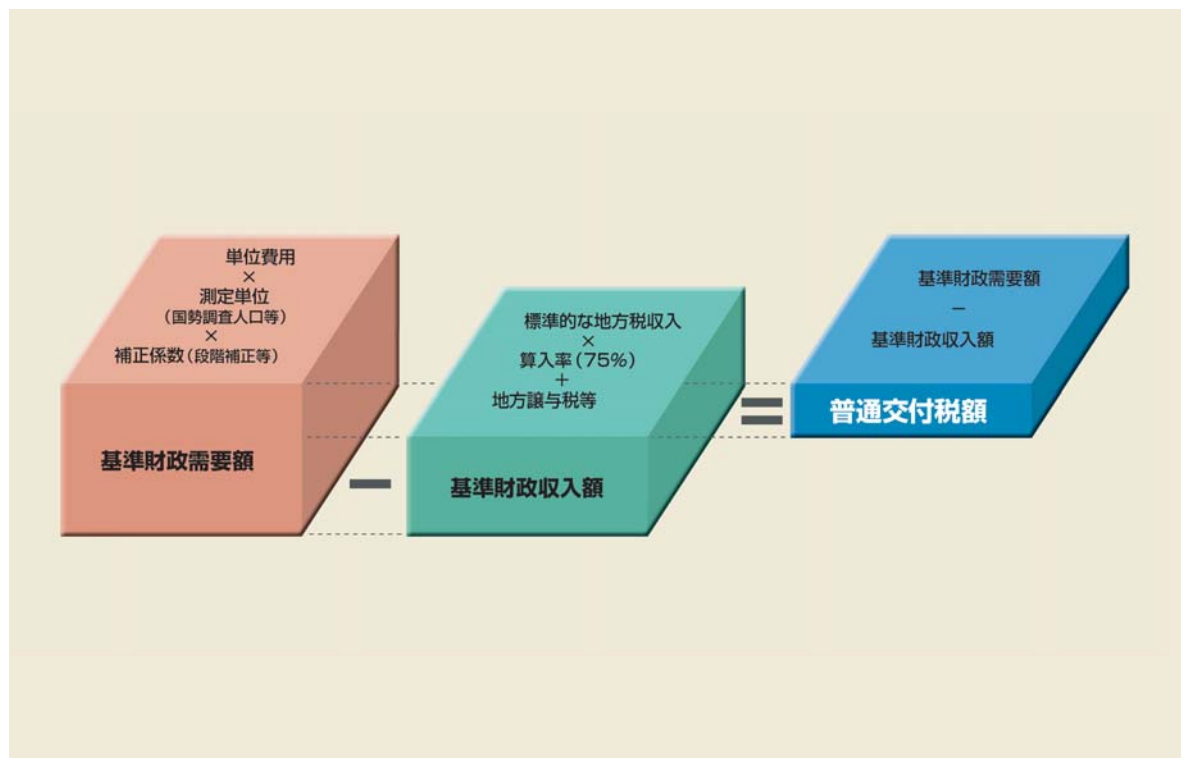
1 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき総額が決定されます。

平成15年度における地方交付税総額は18兆693億円、対前年度当初額比7.5%減となっています。

2 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



(注1) 基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度から平成18年度の間においては、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債（臨時財政対策債）に振り替えることとしています。

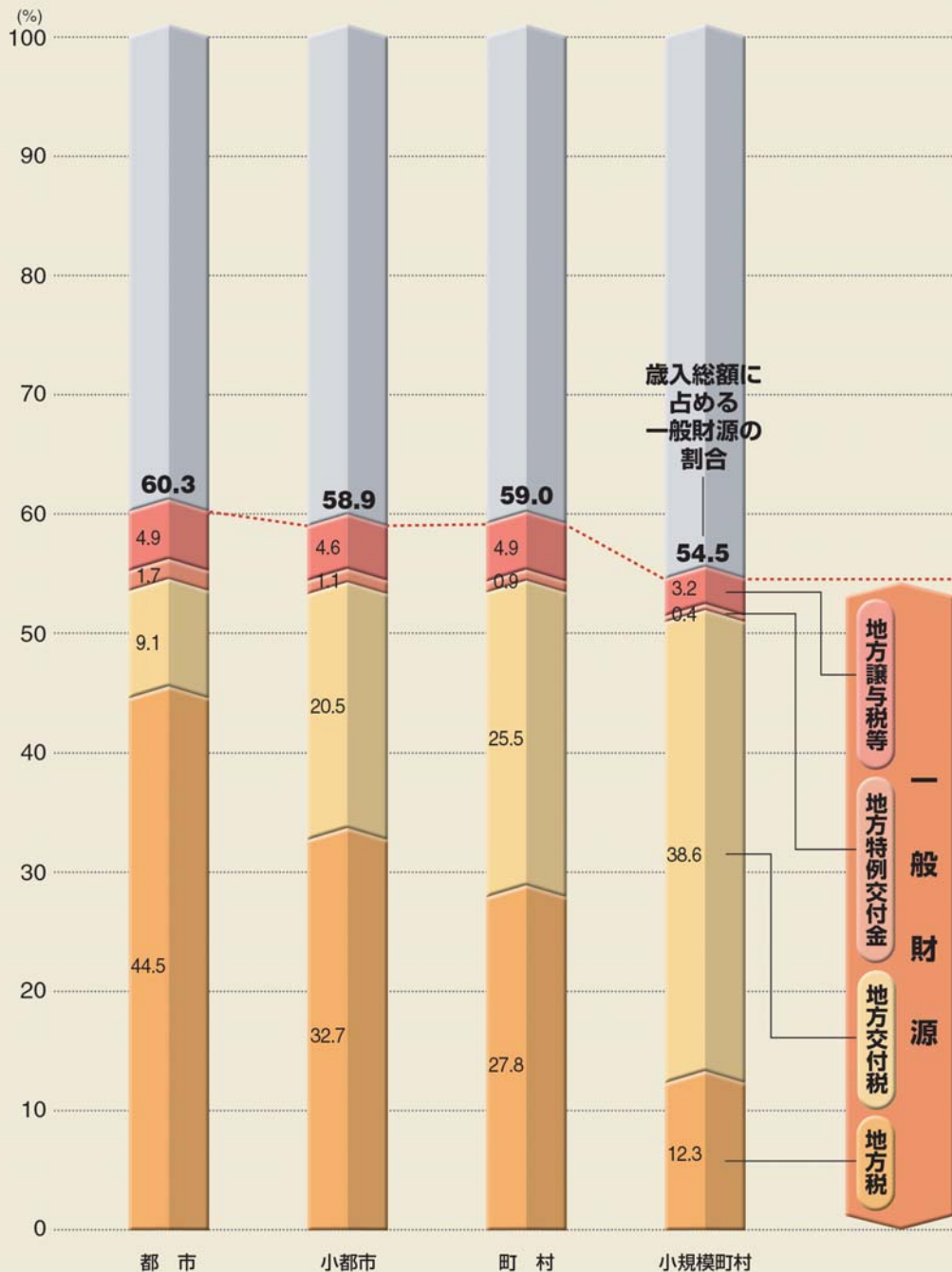
(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

3 地方交付税の機能

地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

したがって、地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。

市町村の歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況



(注) 1. 「都市」とは、平成12年国勢調査報告における人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは人口10万人未満の市をいいます。
2. 「町村」とは、人口1万人以上の町村をいい、「小規模町村」とは、人口1万人未満の町村をいいます。

歳出

何に使われているのでしょうか？

1 目的別分類

使われた費用を目的別に分類すると、教育費、土木費、民生費などに多くの財源が使われています。

都道府県では、教育費、土木費、公債費の順、市町村では、民生費、土木費、公債費の順となっています。

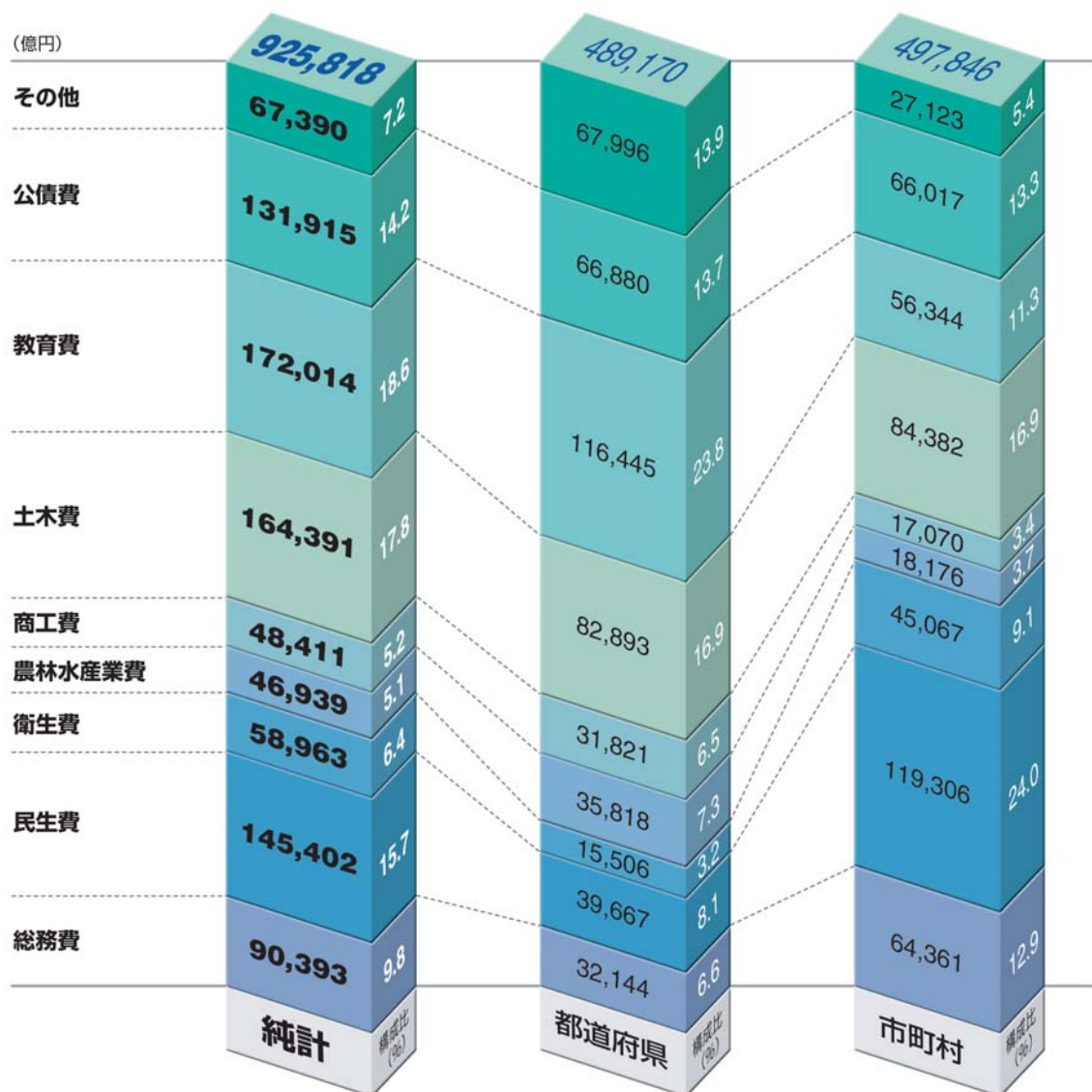
教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

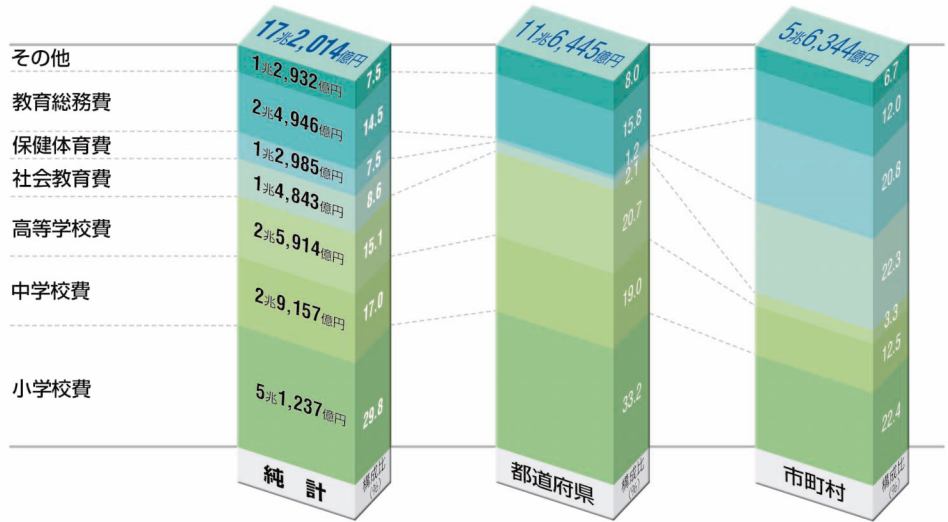
民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営、生活保護の実施等の費用

公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

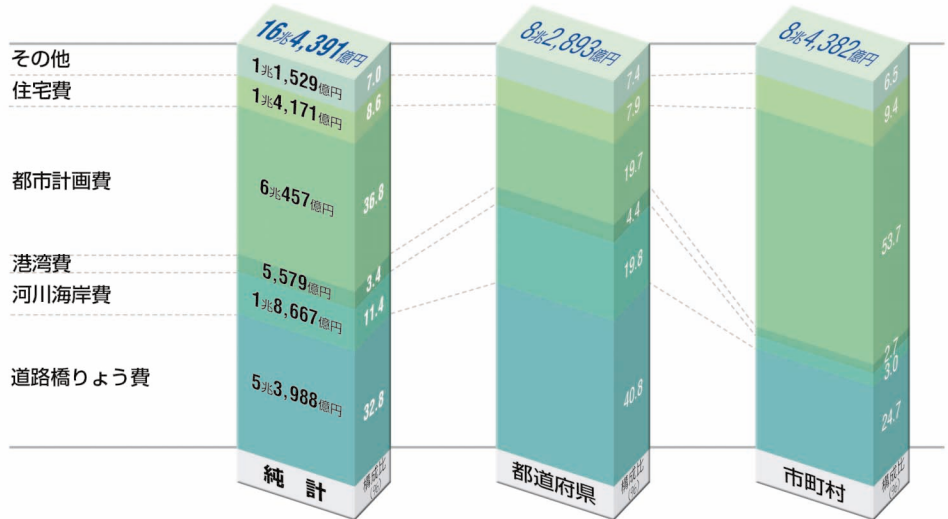
目的別歳出決算額の構成（平成15年度）



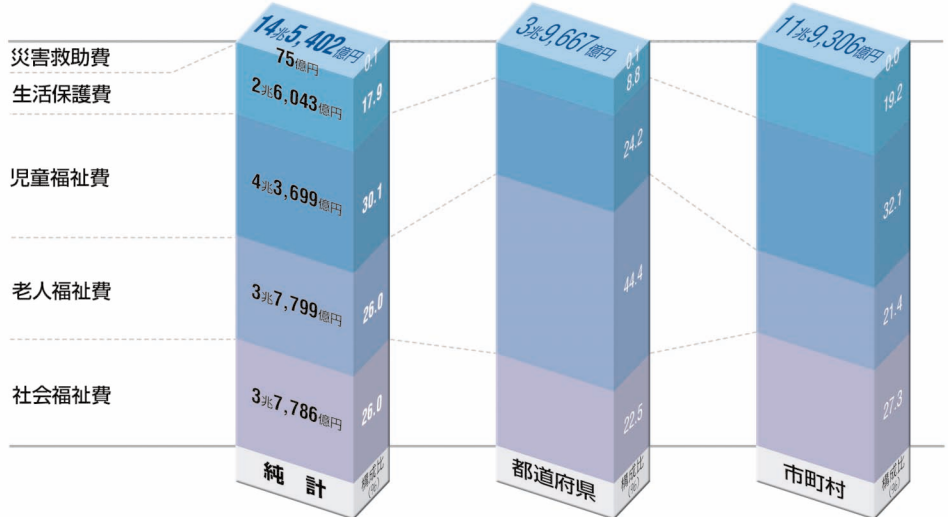
教育費の目的別内訳



土木費の目的別内訳



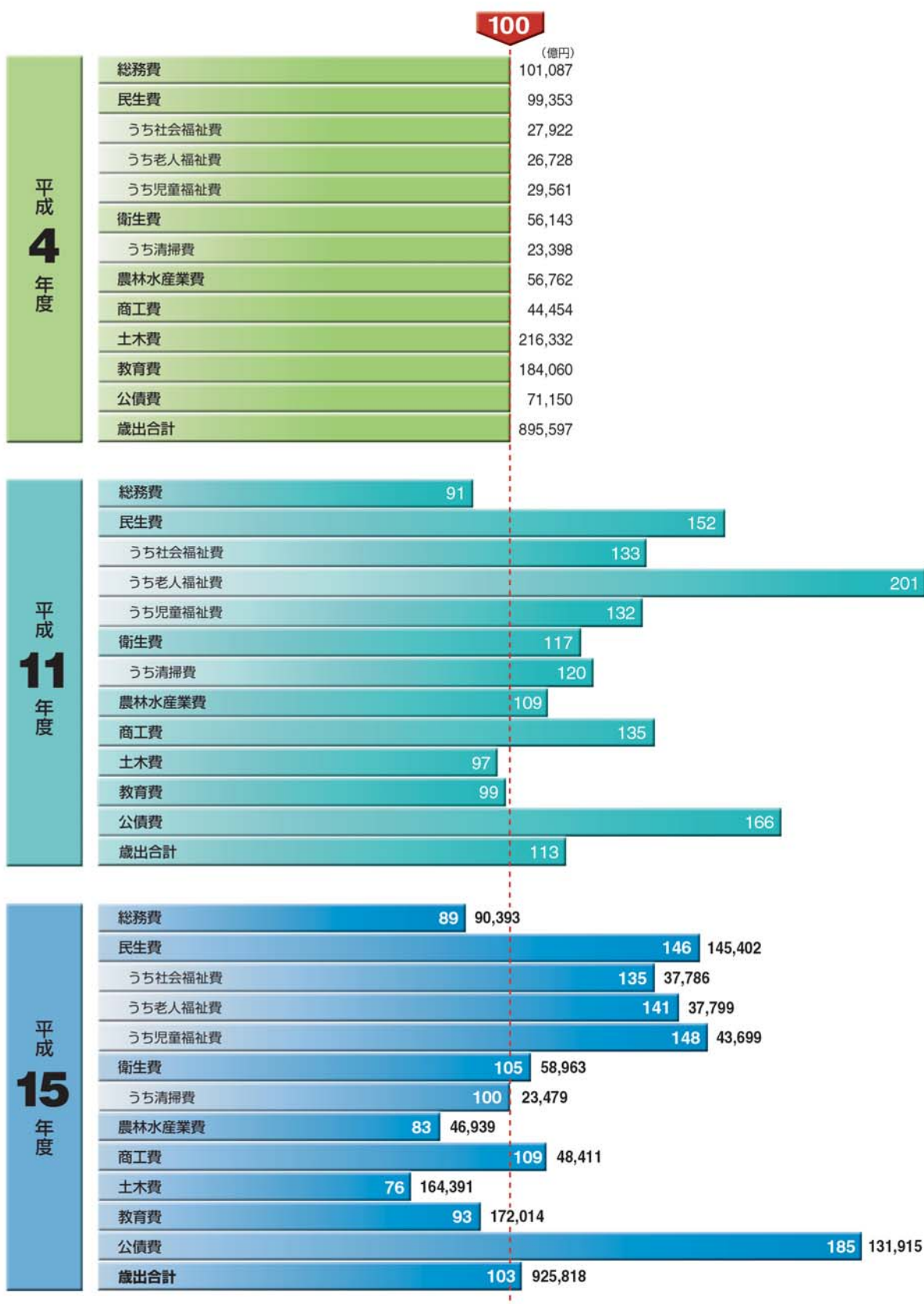
民生費の目的別内訳



近年、農林水産業費、土木費などが減少する一方、公債費が増加しています。

目的別歳出構成の推移 (普通会計純計)

単位：平成4年度を100としたときの比率

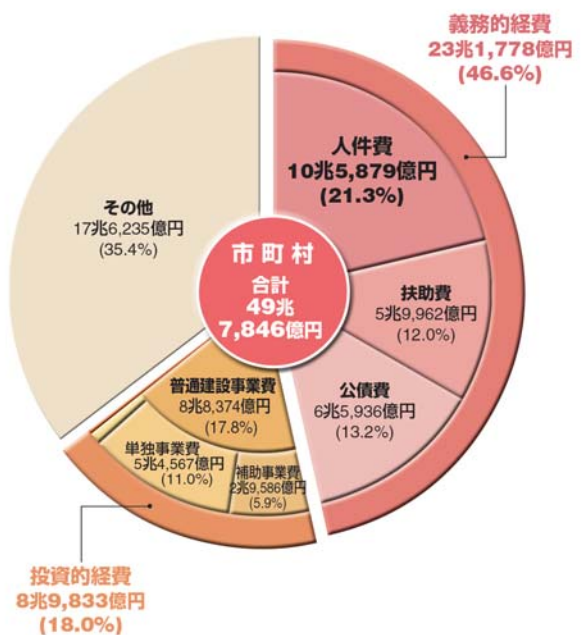
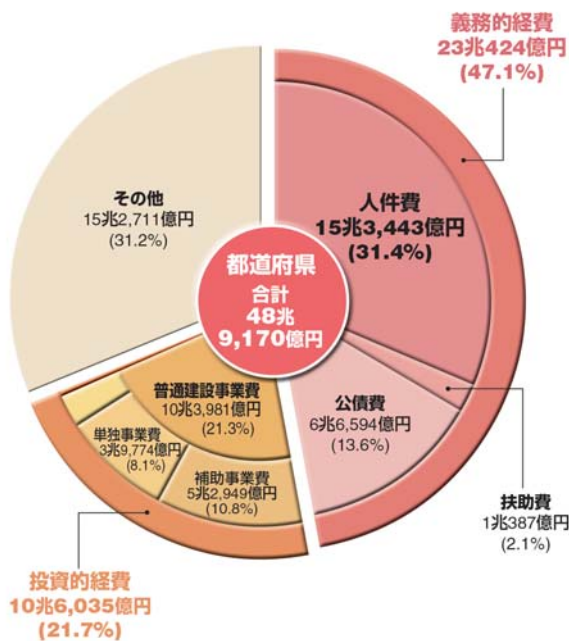
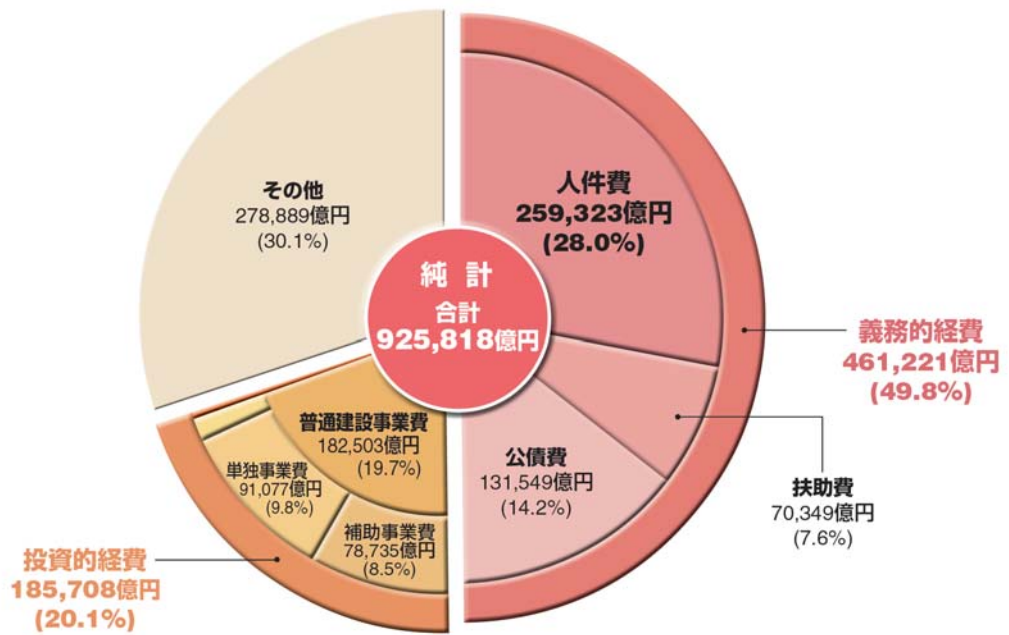


使われた費用はどのような性質のものでしょうか？

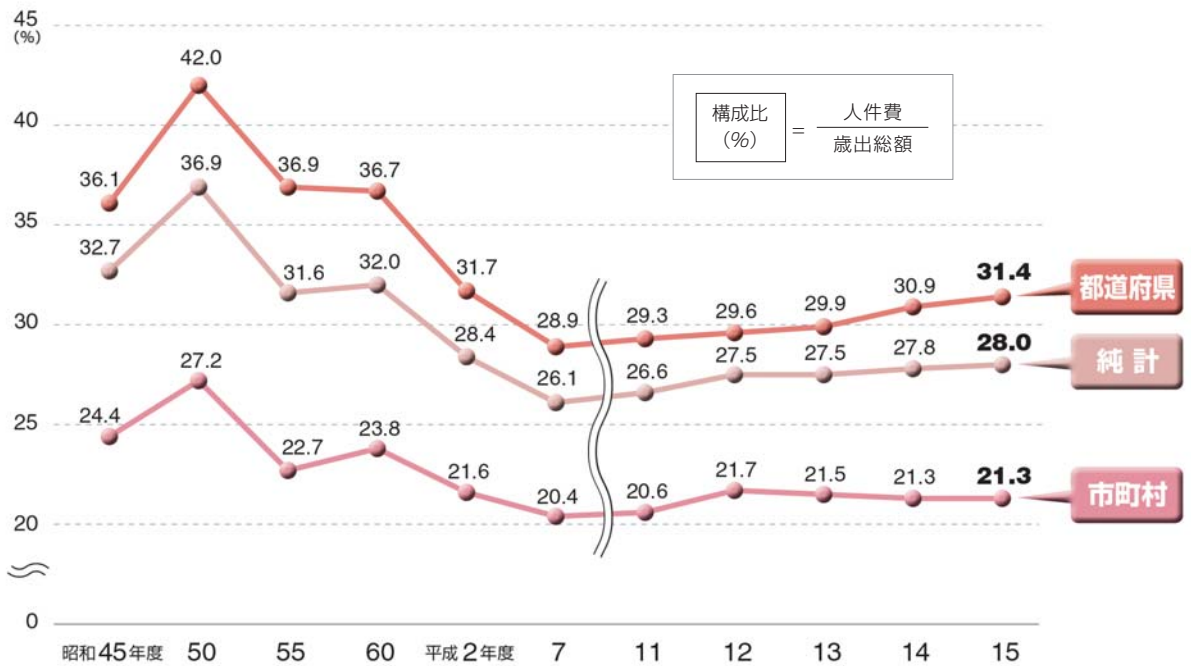
2 性質別分類

使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」(人件費、扶助費及び公債費)と、普通建設事業費などにあてられる「投資的経費」、「その他の経費」に分けることができます。

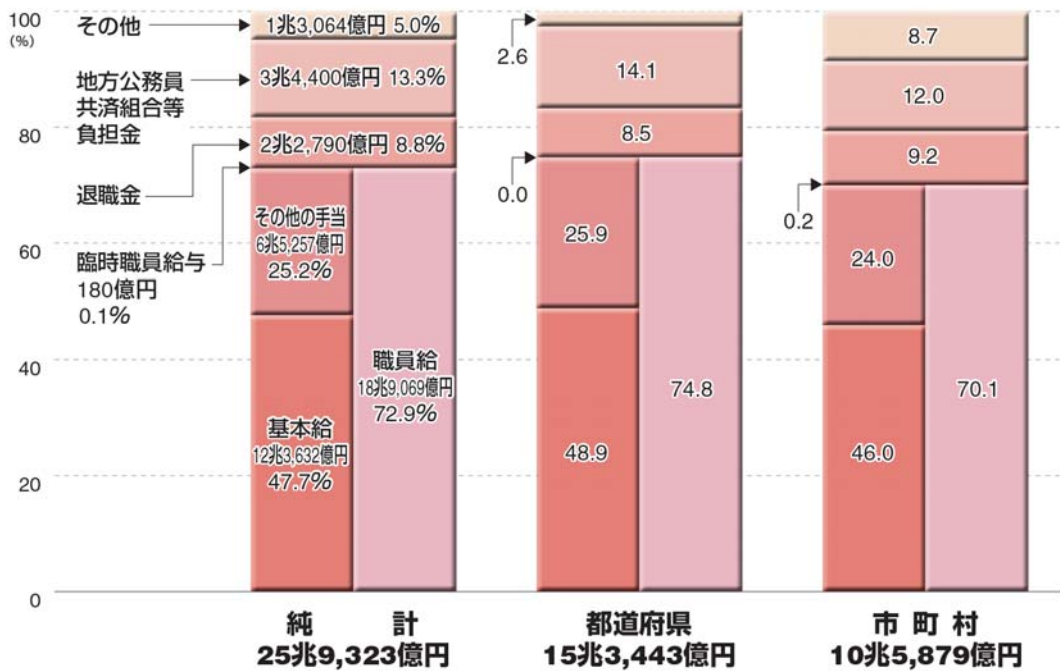
歳出内訳の構成 (平成15年度)



人件費の推移



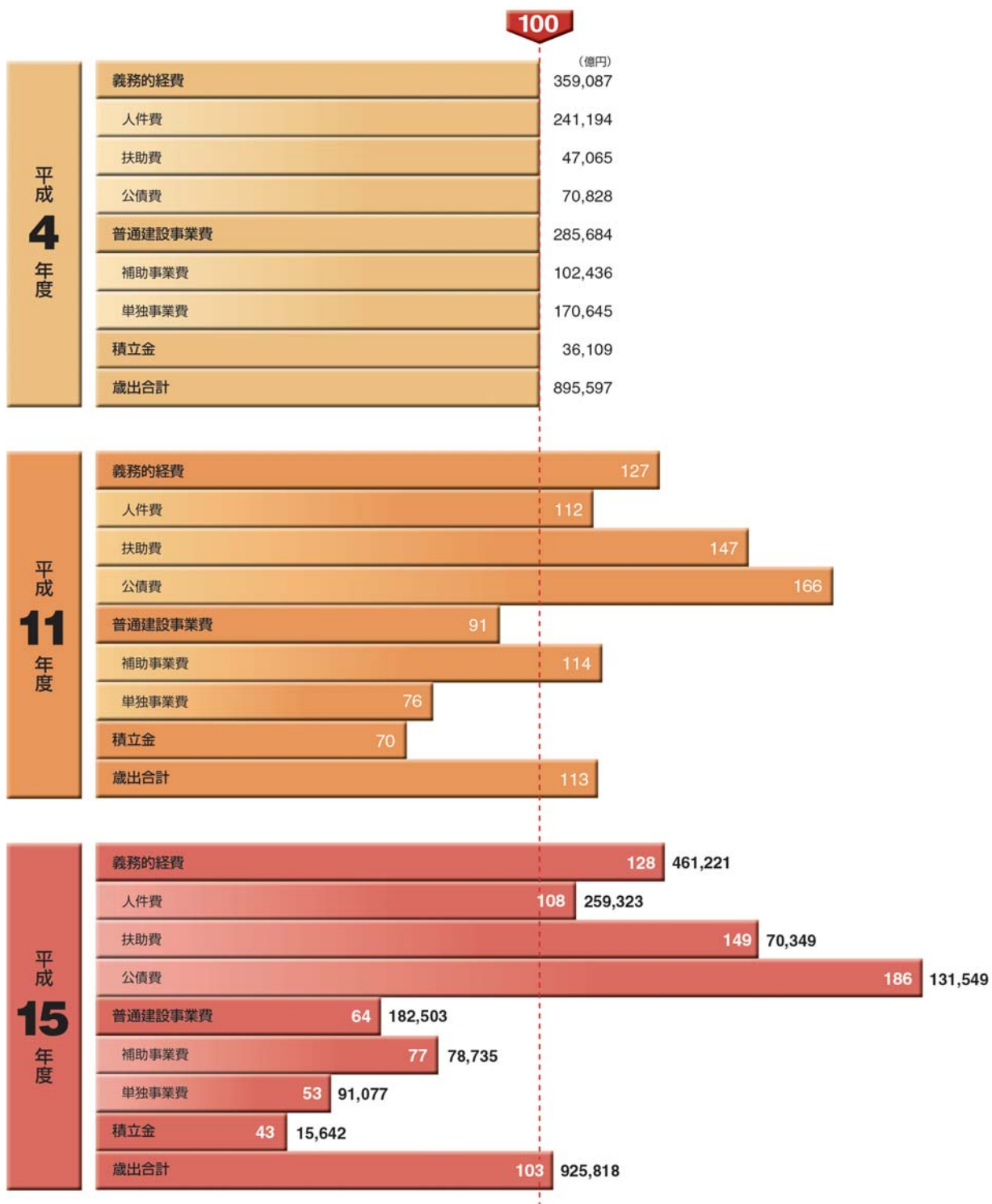
人件費の項目別内訳



近年、普通建設事業費、人件費などが減少する一方、扶助費、公債費などが増加しています。

性質別歳出の内訳と推移 (普通会計純計)

単位：平成4年度を100としたときの比率



扶助費

児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費

普通建設事業費

道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用

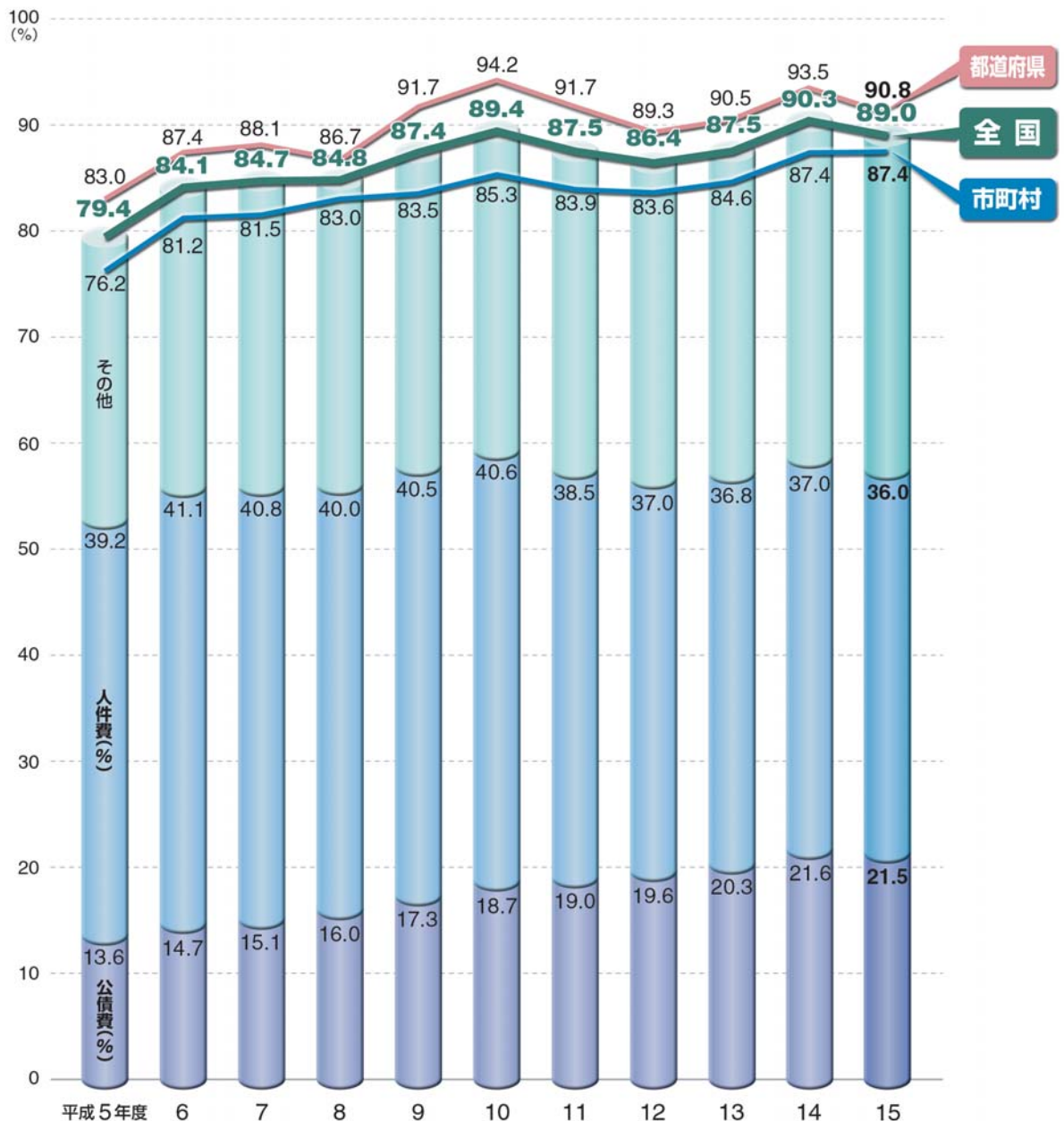
財政構造の弾力性

財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

地方公共団体が、住民からのニーズに的確に応えていくには、毎年、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

1 経常収支比率

経常収支比率（毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合）は、人件費の減少、減税補てん債及び臨時財政対策債の増加等により、都道府県平均及び全国平均で低下しています。



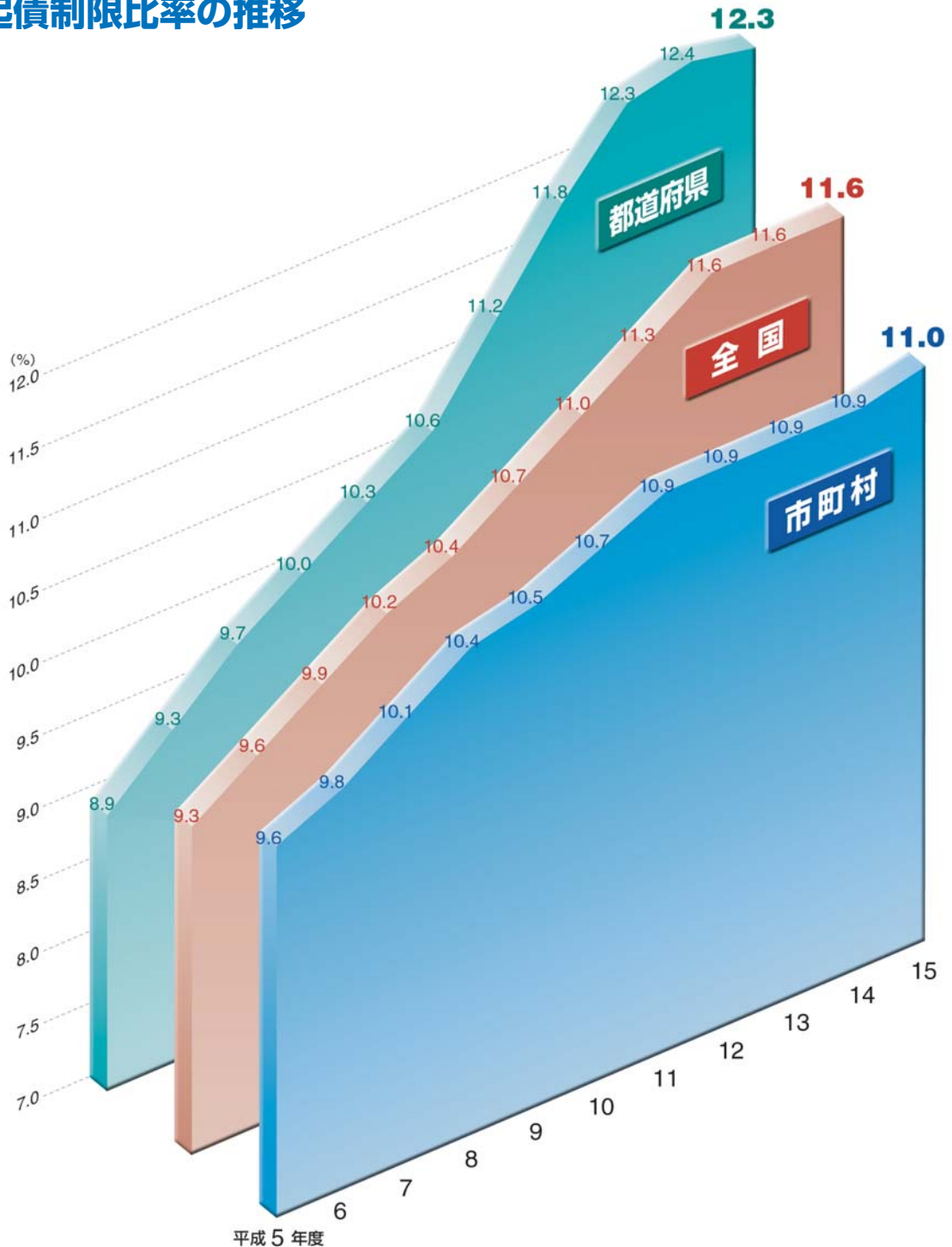
(注) 減税補てん債及び臨時財政対策債は平成13年度より追加。

2 起債制限比率

地方公共団体の借入金、利子の支払いである公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

地方交付税が措置されたものを考慮した、実質的な公債費の負担の程度をみる指標である起債制限比率は、全国平均が過去最高の前年度と同率となるなど、引き続き高い水準で推移しています。^{*}

起債制限比率の推移



***起債制限比率**

起債制限比率は、地方債元利償還金から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが標準財政規模（地方交付税措置分を控除）及び臨時財政対策債発行可能額の合計額に対してどの程度の割合になっているかをみるものです。この指標は地方債の許可の制限に用いられており、この比率が20%以上の団体に対しては、原則として、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限されます。

地方財政の借入金残高

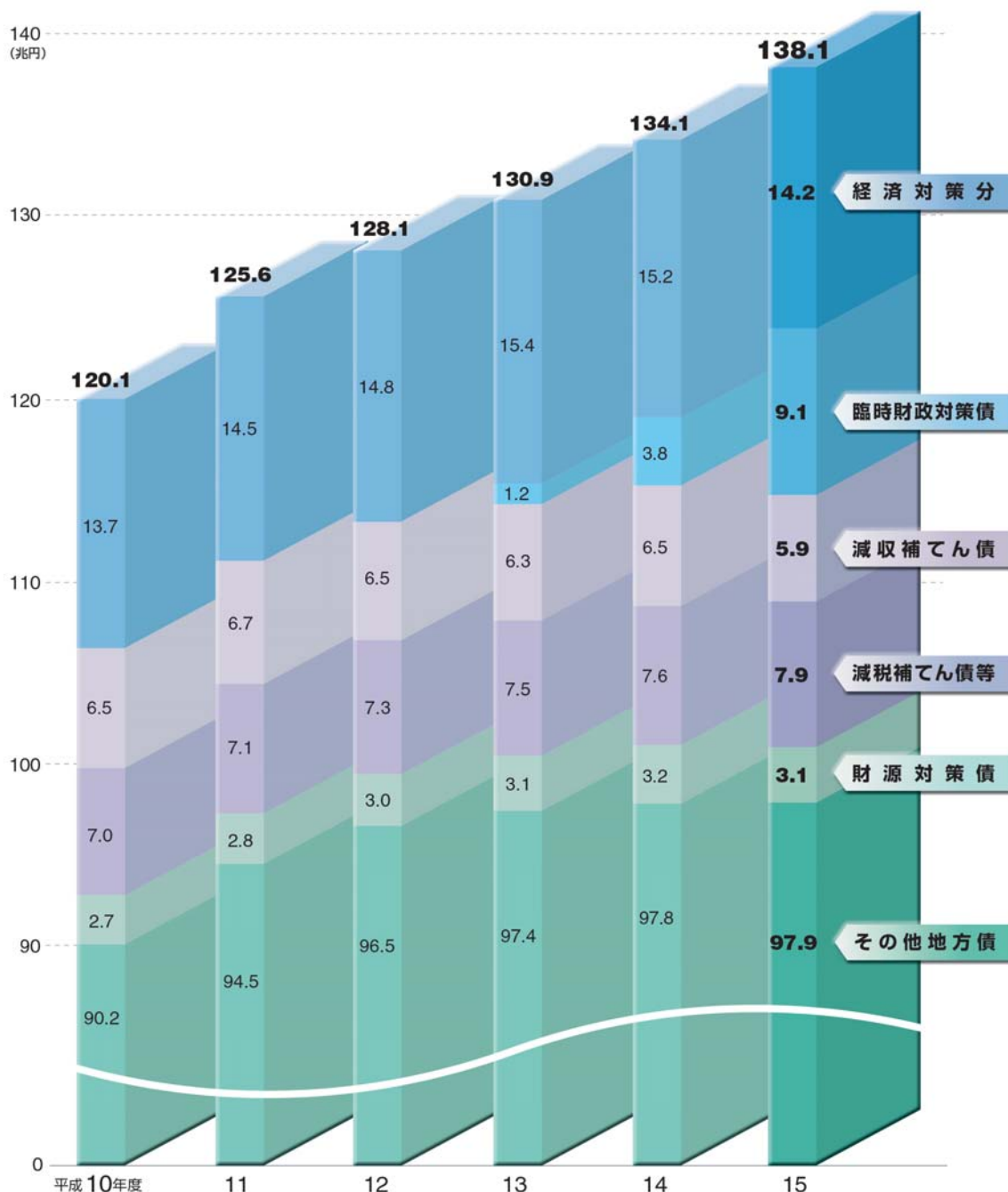
地方財政の借入はどうなっているのでしょうか？

1 地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成15年度末で約138兆円です。

近年、地方税収等の落ち込みや減税に伴う税収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額の1.5倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の2.6倍に達しています。

地方債現在高の推移



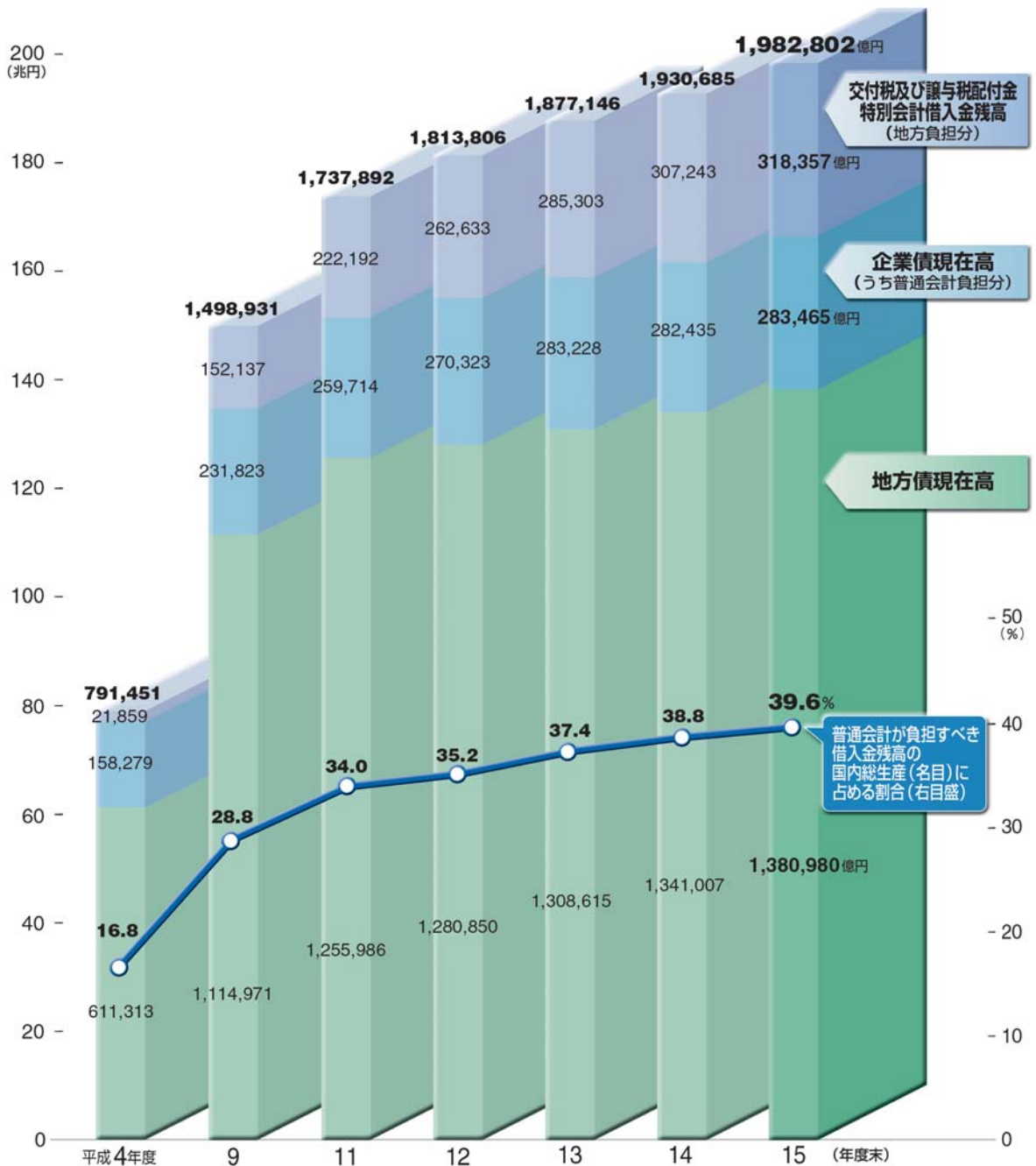
(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 経済対策分は推計値である。

2 地方財政の借入金残高

また、地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち地方負担分、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、近年急増しており、平成15年度末には約198兆円に達しており、さらに平成17年度末には205兆円に達するものと見込まれています。

普通会計が負担すべき 借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

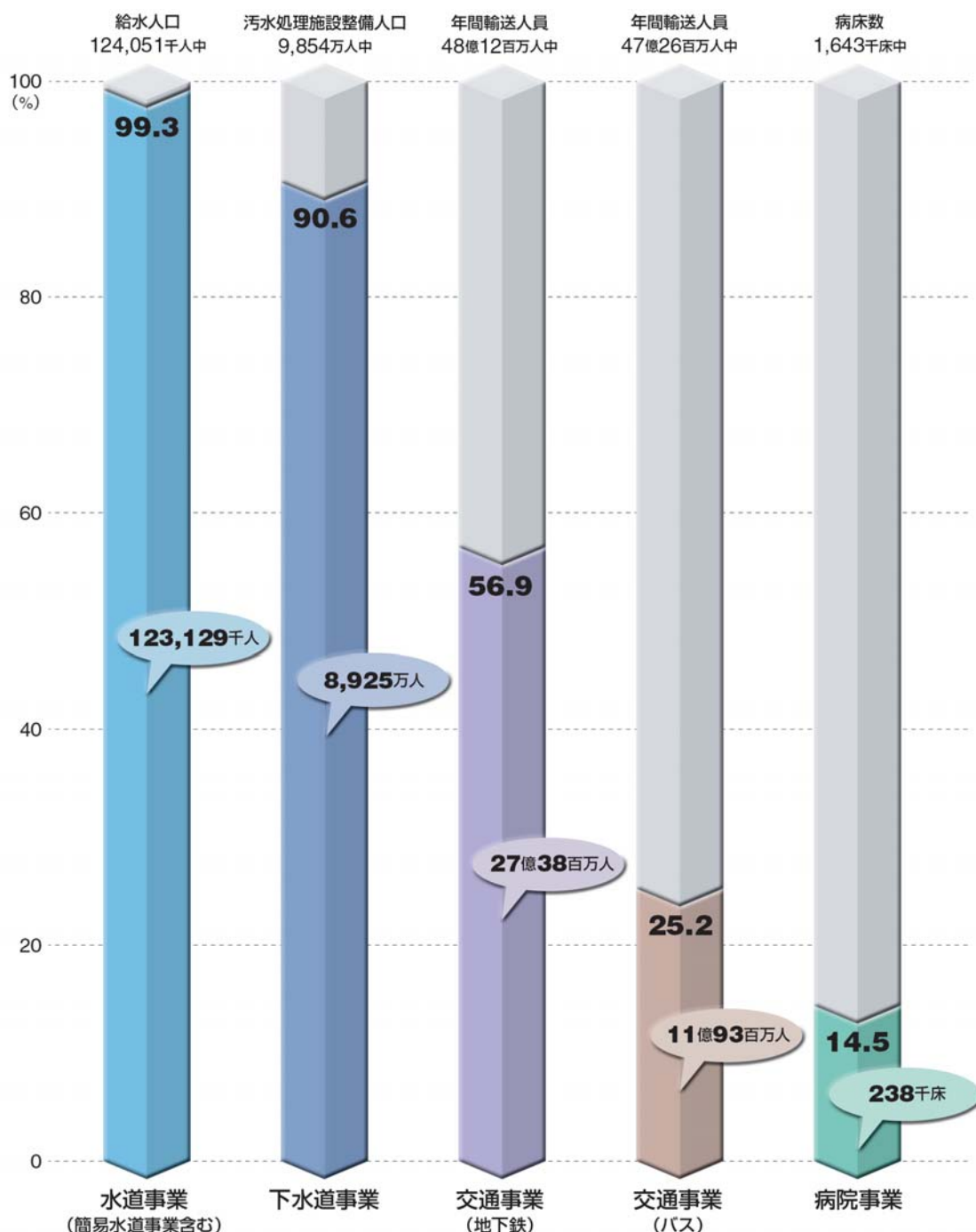
地方公営企業

地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか？

地方公営企業は、地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業であり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠な社会資本の整備やサービスの提供を行っています。

1 地方公営企業が占める割合

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。

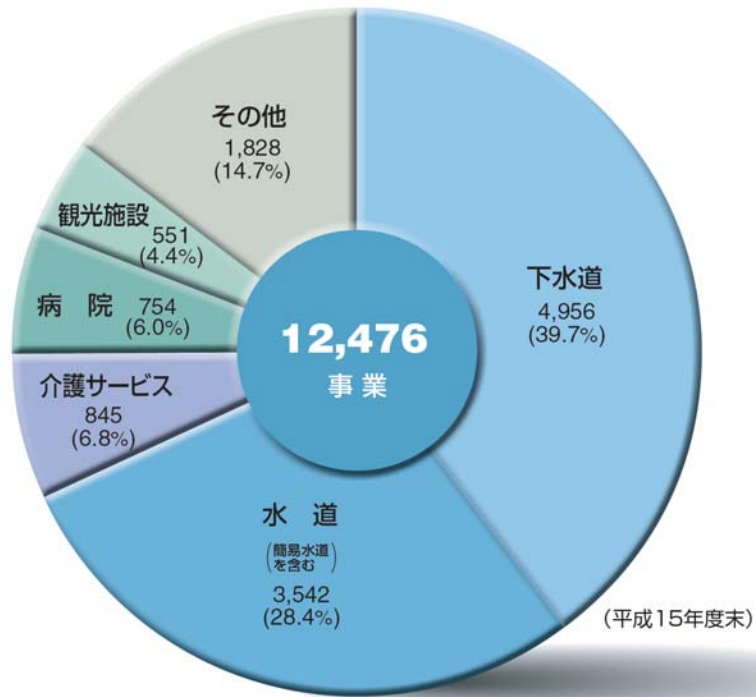


* グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

* 全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成し、地方公営企業の数値は全事業全体と同年度の決算数値によった。

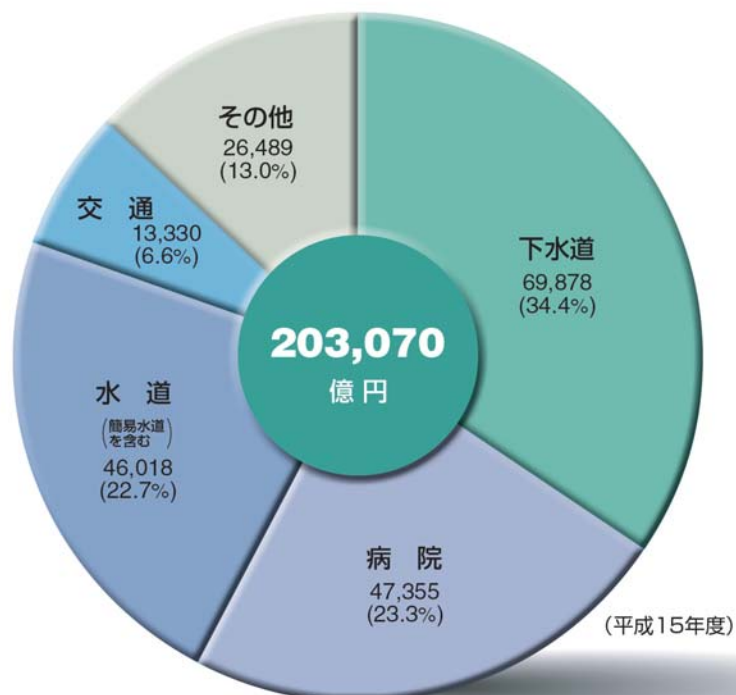
2 事業数

事業数は、12,476事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、介護サービス事業、病院事業の順になっています。



3 決算規模

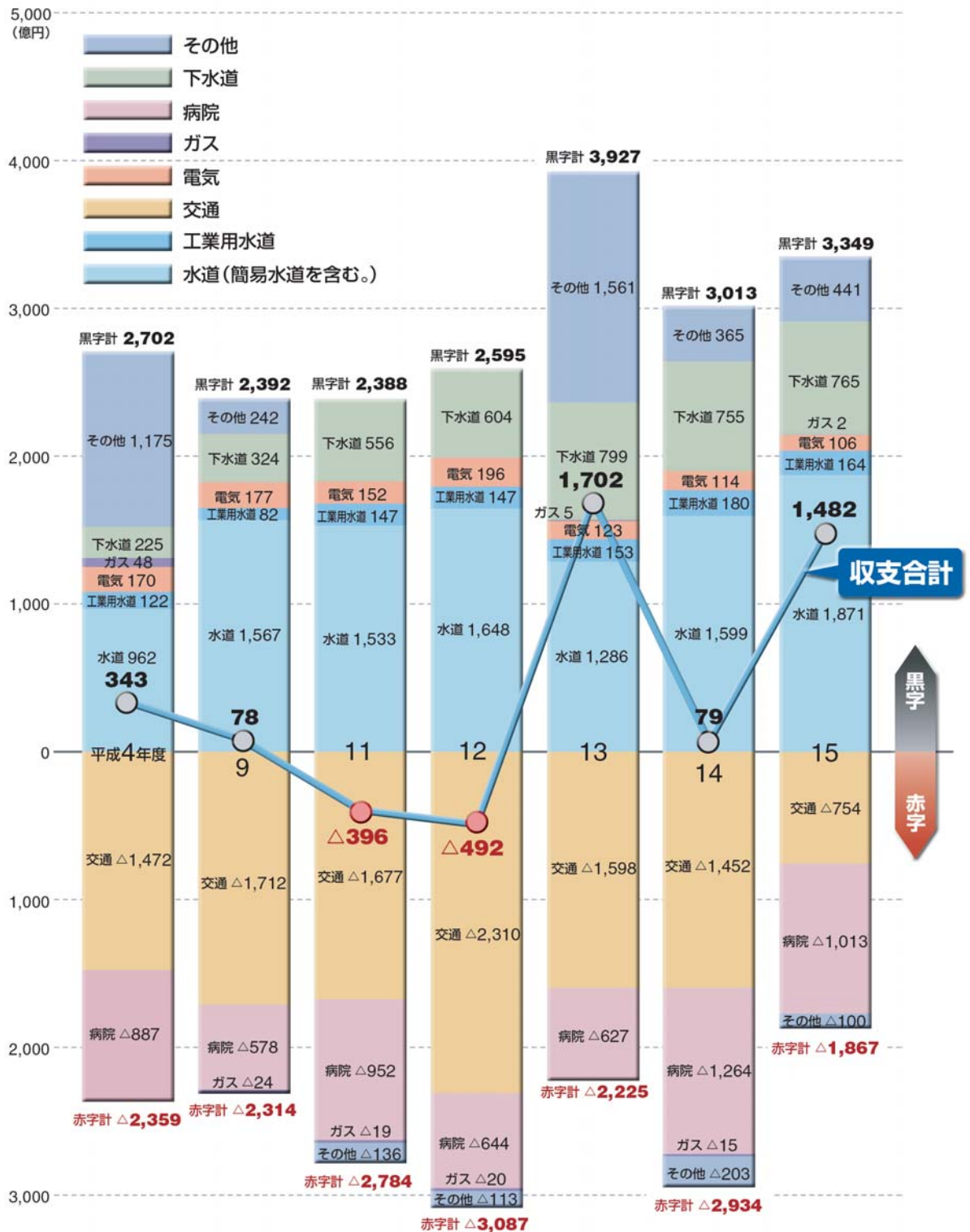
決算規模は、20兆3,070億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業の順になっています。



4 経営状況

経営状況は、1,482億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、工業用水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移している一方で、交通事業及び病院事業は赤字が続いている状況です。

地方公営企業の経営状況の推移



財政の健全化に向けての取組

財政の健全化のためにどのような取組が行われているのでしょうか？

地方財政の状況は極めて厳しく、その一方、地域の総合的な行政主体として位置づけられた地方公共団体の役割はますます重要になると考えられています。

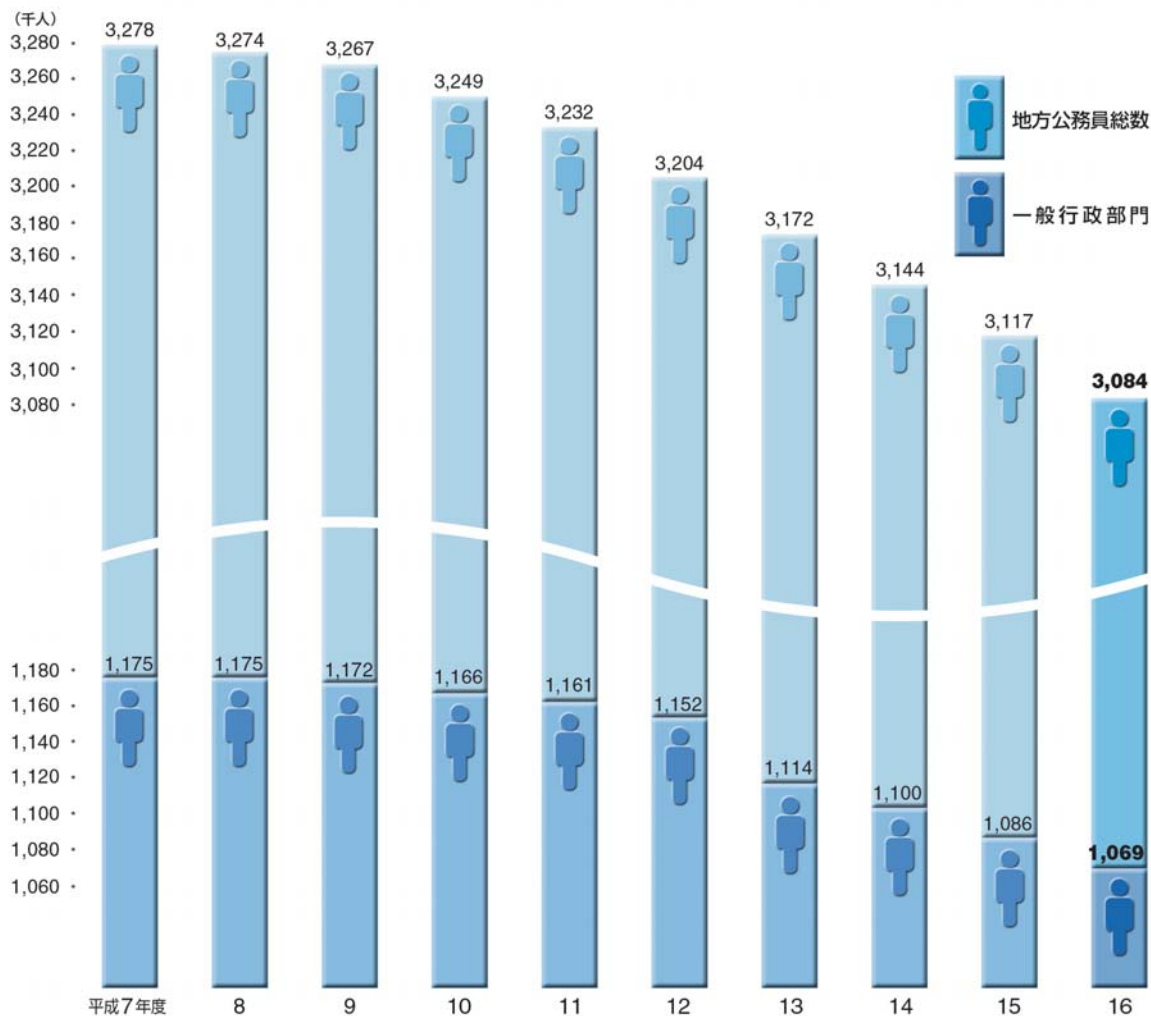
このため、新たな行政課題にも対応できる簡素で効率的な行政組織を目指し、行政改革の取組が進められています。

1 公務員数

地方公務員総数は、平成7年から10年連続して減少しています。一般行政部門は9年連続、特別行政部門は13年連続して減少し、公営企業等会計部門も3年連続して減少しています。

これは、治安・防災対策の充実などにより職員数が増大している部門があるものの、定員管理目標を策定し、スクラップ・アンド・ビルドを基本に他の部門で削減を行うなどにより全体として職員数の削減に努めているためです。

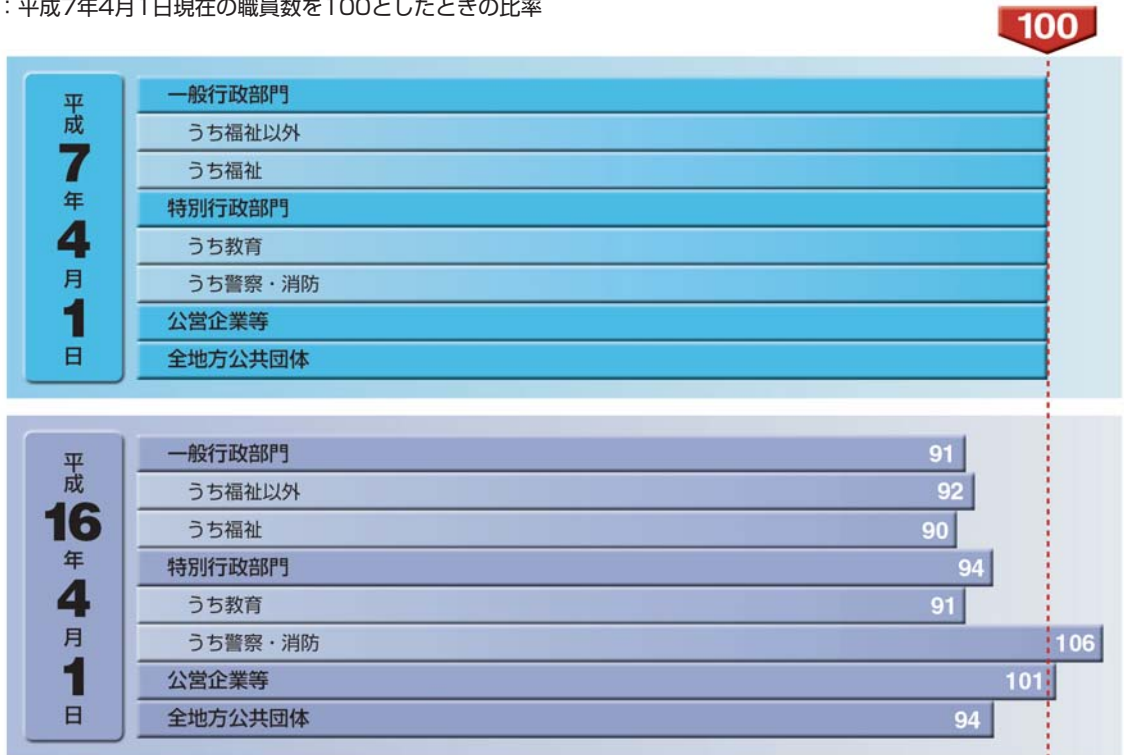
地方公務員数の状況



財政の健全化に向けての取組

地方公共団体の部門別職員数の推移

単位：平成7年4月1日現在の職員数を100としたときの比率

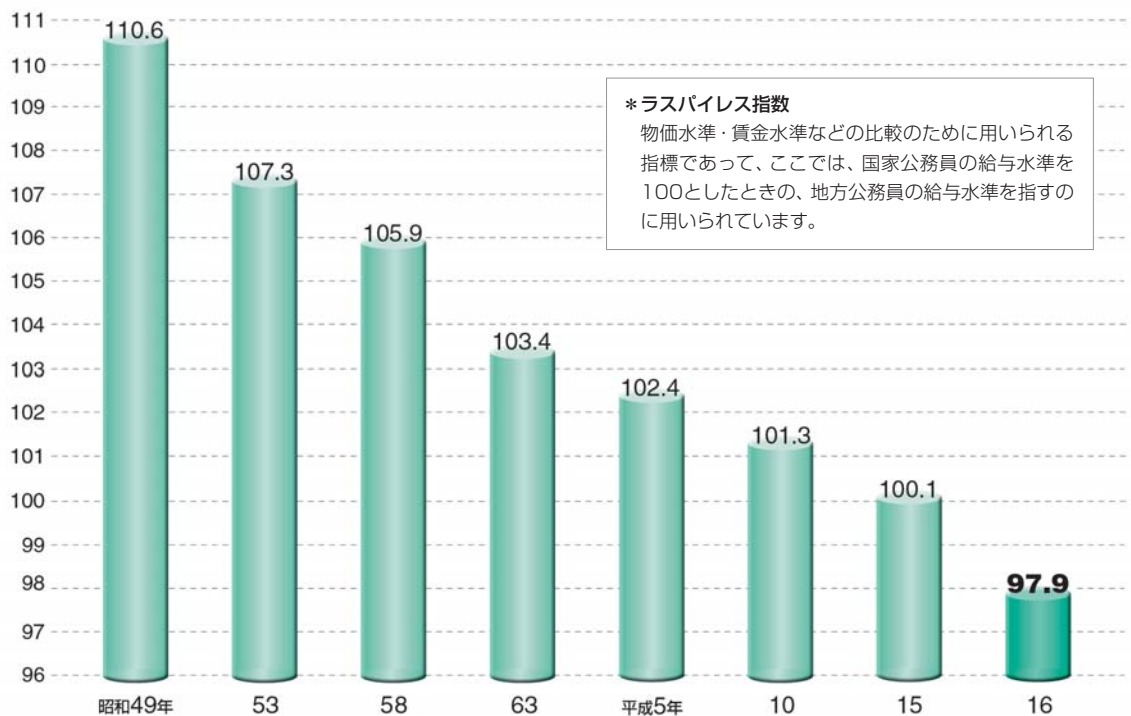


2 給与水準

地方公務員の給与水準をラスパイレス指数^{*}で表すと、全地方公共団体平均で97.9となっています。

なお、1,400以上の地方公共団体で独自の給与抑制措置を実施しており、平成16年度で約1,400億円の人件費を抑制する見込みです。

ラスパイレス指数の推移 (全地方公共団体平均の推移)



一方、地方公共団体においては、財政状況の公表、分析の一手法として、資産と負債の状況を総合的に把握するために、バランスシートの作成に取り組む団体も近年増えてきています。

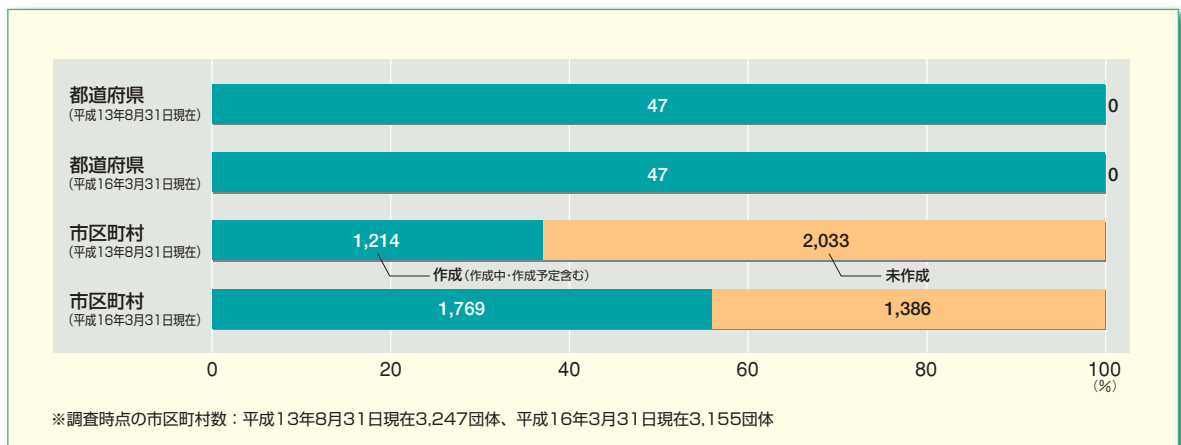
バランスシートの作成例（A市）

借 方		貸 方	
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1) 総務費	11,988,830	(1) 地方債	58,864,797
(2) 民生費	2,896,302	(2) 債務負担行為	
(3) 衛生費	4,638,834	①物件の購入等	0
(4) 労働費	375,522	②債務保証又は損失補償	0
(5) 農林水産業費	4,969,931	債務負担行為計	0
(6) 商工費	2,227,833	(3) 退職給与引当金	5,991,639
(7) 土木費	57,481,118	固定負債合計	64,856,436
(8) 消防費	544,254	2. 流動負債	
(9) 教育費	52,306,962	(1) 翌年度償還予定額	7,373,172
(10) その他	273,934	(2) 翌年度繰上充用金	0
計	137,703,520	流動負債合計	7,373,172
(うち土地)	46,861,437	負債合計	
有形固定資産合計	137,703,520	72,229,608	
2. 投資等		〔正味資産の部〕	
(1) 投資及び出資金	4,590,696	1. 国庫支出金	19,888,897
(2) 貸付金	895,408	2. 都道府県支出金	5,473,103
(3) 基金		3. 一般財源等	61,383,240
①特定目的基金	6,630,887	正味資産合計	
②土地開発基金	2,048,740	86,745,240	
③定額運用基金	4,000		
基金計	8,683,627		
投資等合計	14,169,731		
3. 流動資産			
(1) 現金・預金			
①財政調整基金	2,091,975		
②減債基金	1,207,658		
③歳計現金	884,405		
現金・預金計	4,184,038		
(2) 未収金			
①地方税	2,187,109		
②その他	730,450		
未収金計	2,917,559		
流動資産合計	7,101,597		
資産合計	158,974,848	負債・正味資産合計	
		158,974,240	

※債務負担行為に関する情報

①物件の購入等に係るもの	669,219千円
②債務保証又は損失補償に係るもの	5,073,577千円
③利子補給等に係るもの	1,403,984千円

バランスシート作成状況（団体数）



4 行政改革の具体的な取組事例

地方公共団体において、財政健全化のため、さまざまな行政改革の具体的な取組が行われていますが、そのうちの一部をご紹介します。

具体的な取組事例

A 県

- 「総務事務センター」の設置による旅費・給与支給事務の効率化
平成14年度から全国で初めて本庁職員の旅費、給与などの支給事務を一括処理する「総務事務センター」を設置し、事務の民間委託を開始。集中化とアウトソーシングで職員41人を削減。年間約3億5,000万円の経費削減効果。
- 「業務棚卸表」を活用した行政評価の実施
平成9年度から県の仕事を全て明らかにした「業務棚卸表」を作成し、行政評価に活用。平成15年度には評価情報を加えた「業務棚卸表」を県議会（決算特別委員会）に提出するとともに予算及び事業に反映。日本版NPMともいべき目的指向型行政運営システムを構築。
- 組織のフラット化による迅速かつ柔軟な業務処理体制の構築
平成10年度から全国で初めて「課」を廃止し、行政の目的別に「室」を設置。中間職を廃止し、職位階層をスリム化。許認可の標準処理期間が平均約5.2日短縮し、職員数削減（100人）にも寄与。

B 県

- 平成11～20年度の10年間で職員数を約20%（約3,000人）削減
[平成11～16年度の6年間で2,540人を削減]
- 管理職手当の削減
[平成13～16年度の間、10%減額]
- 県関係団体の見直しにより、平成12～20年度の9年間で県関係団体の職員数を約20%（約600人）削減
[平成12～16年度の5年間で516人削減]
- 公の施設を見直し、平成14～20年度の7年間で26施設（約20%）以上の廃止・民営化等

C 市

- 平成16～20年度の5年間で職員数を1,000人（約5.9%）削減
[平成16年度で202人削減]
- 特別職の給与削減
[平成14～16年度に市長15%減額、副市長等10%減額]
- 平成16～20年度の5年間で外郭団体総数（45団体）の10%（5団体）以上削減
- 平成16～20年度の5年間で市から外郭団体への常勤派遣職員を平成15年度総数（259人）の30%（78人）以上削減
[平成16年度で8.5%（22人）を削減]
- 平成14年度決算94.8%であった市税徴収率を、平成20年度において96%台に引き上げ
- 行政評価システムを活用した事務事業の見直し
[平成15年度430事業を見直し約102億円の財政効果、平成16年度352事業を見直し約56億円の財政効果]

5 新地方行革指針による地方行革の推進

総務省においては、地方行革を強力に推進するため、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）を策定し、各地方公共団体に通知しました。

この指針においては、行政改革推進上の主要事項を示すとともに、集中的に改革を進めるため、平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を平成17年度中に公表することなどを要請しています。

行政改革大綱と「集中改革プラン」

目標の数値化 わかりやすい指標の採用 など

平成17年度中

平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を公表

- ・ 事務・事業の再編・整理
- ・ 民間委託等の推進
(指定管理者制度の活用を含む)
- ・ 定員管理の適正化
(退職者数及び採用者数の見込み、平成22年4月1日における定員目標を明示)
- ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しなど)
- ・ 第三セクターの見直し
- ・ 経費節減等の財政効果 など

※地方公営企業についても公表

- ▶ 総務省においては都道府県・指定都市、都道府県においては市区町村から提出された「集中改革プラン」について、必要に応じ、各地方公共団体に助言、わかりやすく公表
- ▶ 一部の地方公共団体における不適正な手当の支給などに対する国民からの厳しい批判を踏まえ、このような状況の是正に強力に取り組む

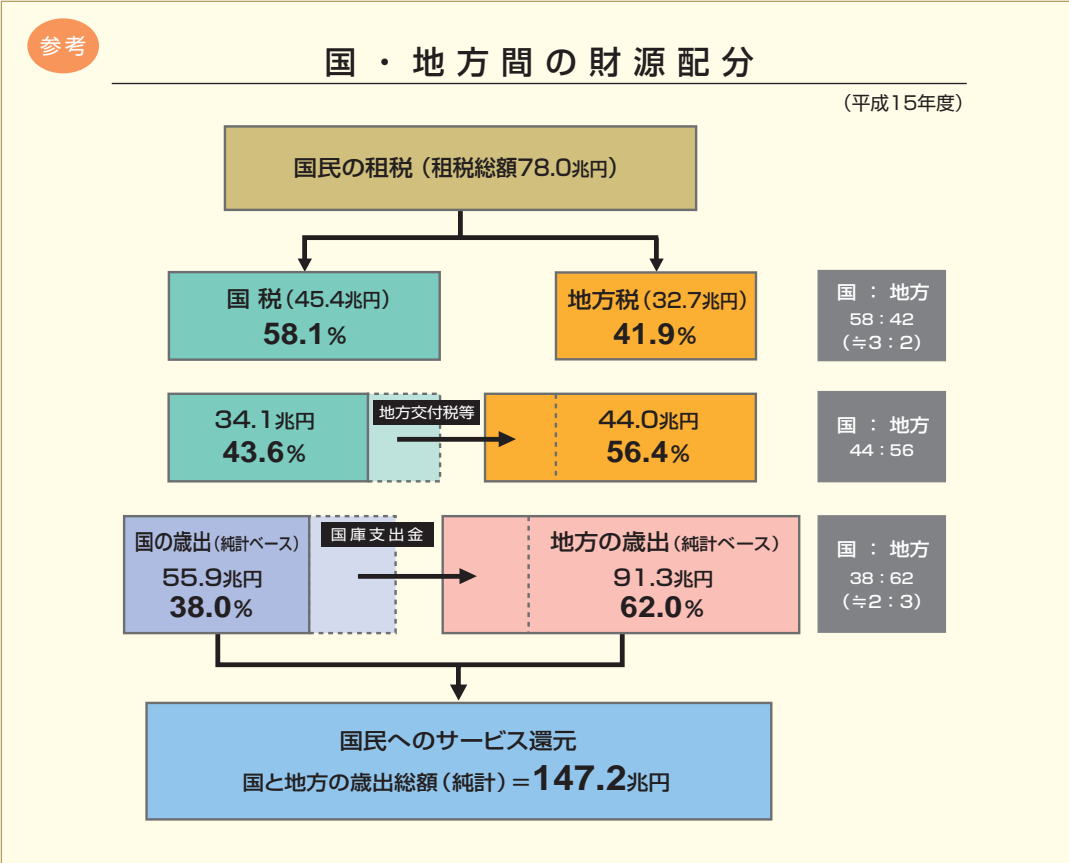
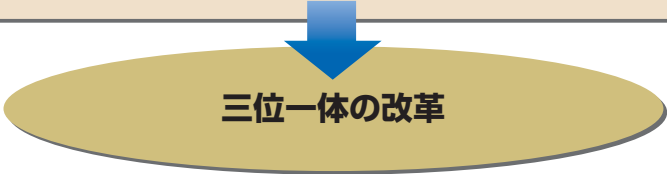
地方財政の課題

1 三位一体の改革

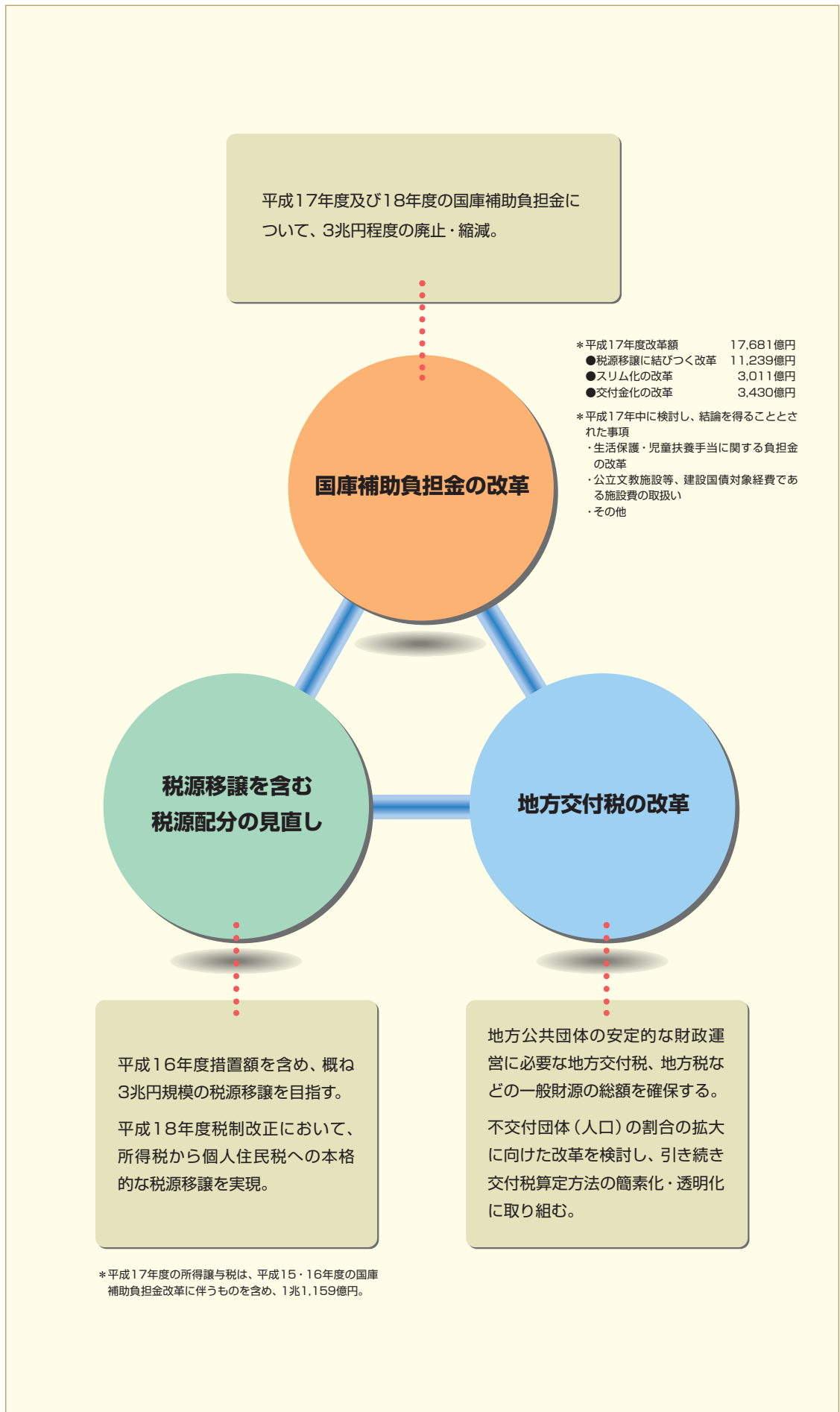
●改革の背景

地方財政が大幅な財源不足の状況にある中で、地方分権を更に進めるためには、「地方にできることは地方に委ねる」との原則の下、歳入・歳出の両面において、地方の自由度を高め、地域の真の自立を図ることが必要です。このような観点から、国庫補助負担金の改革、税源移譲を含む税源配分のあり方、地方交付税を相互に関連付けつつ検討し、これらを一体的に見直すこととしました。

- 地方税中心の歳入構造の実現→
行政サービスによる受益と負担の対応関係のより一層の明確化
地方における歳出規模と税収の乖離をできる限り縮小
歳出 国：地方=2：3
税収入 国：地方=3：2
- 国庫補助負担金や法令等による国の関与の見直し
- 国・地方を通じた行政改革や財政構造改革の推進

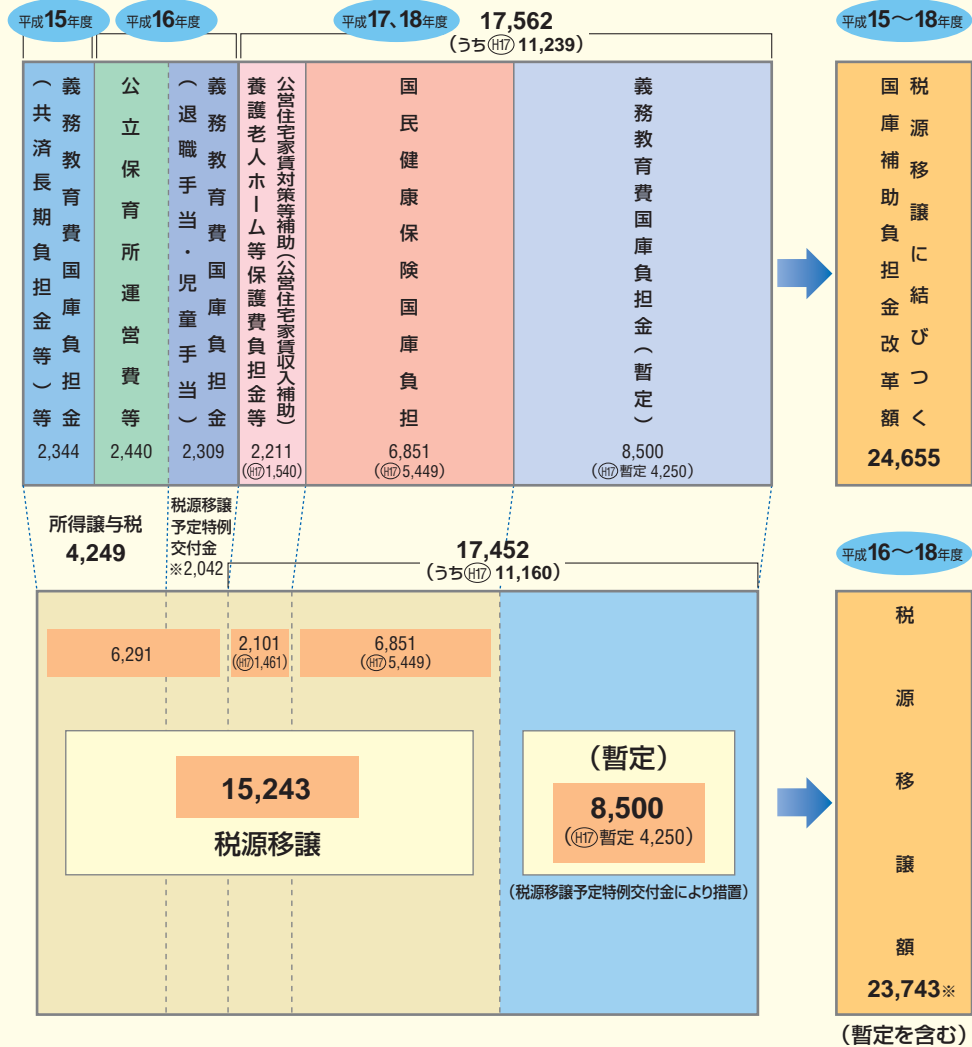


●平成18年度までの改革の全体像



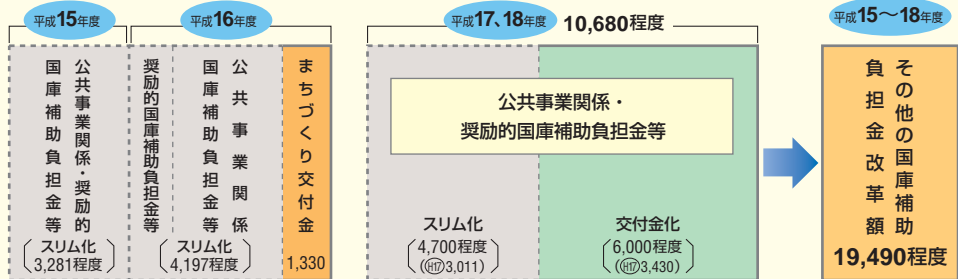
税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革のイメージ

平成17年度ベース
(単位：億円)



※義務教育費国庫負担金(退職手当・児童手当)に係る税源移譲予定特例交付金について、平成17年度所要額をベースとして算定したものの。

(参考) その他の国庫補助負担金改革



- 注1. 上記のうち、平成16年度から税源移譲予定特例交付金により措置することとした義務教育費国庫負担金(退職手当・児童手当)の所要額は年度によって変動する。
 2. 「その他の国庫補助負担金改革」に係る平成17、18年度に係る数値は、平成16年11月26日政府・与党合意ベースである。
 3. 上記のほか、平成15年度に高速自動車国道の新直轄方式導入等により930億円が自動車重量課税に税源移譲されている。
 4. ○数字は平成の年度を表す。

2 財政基盤の充実

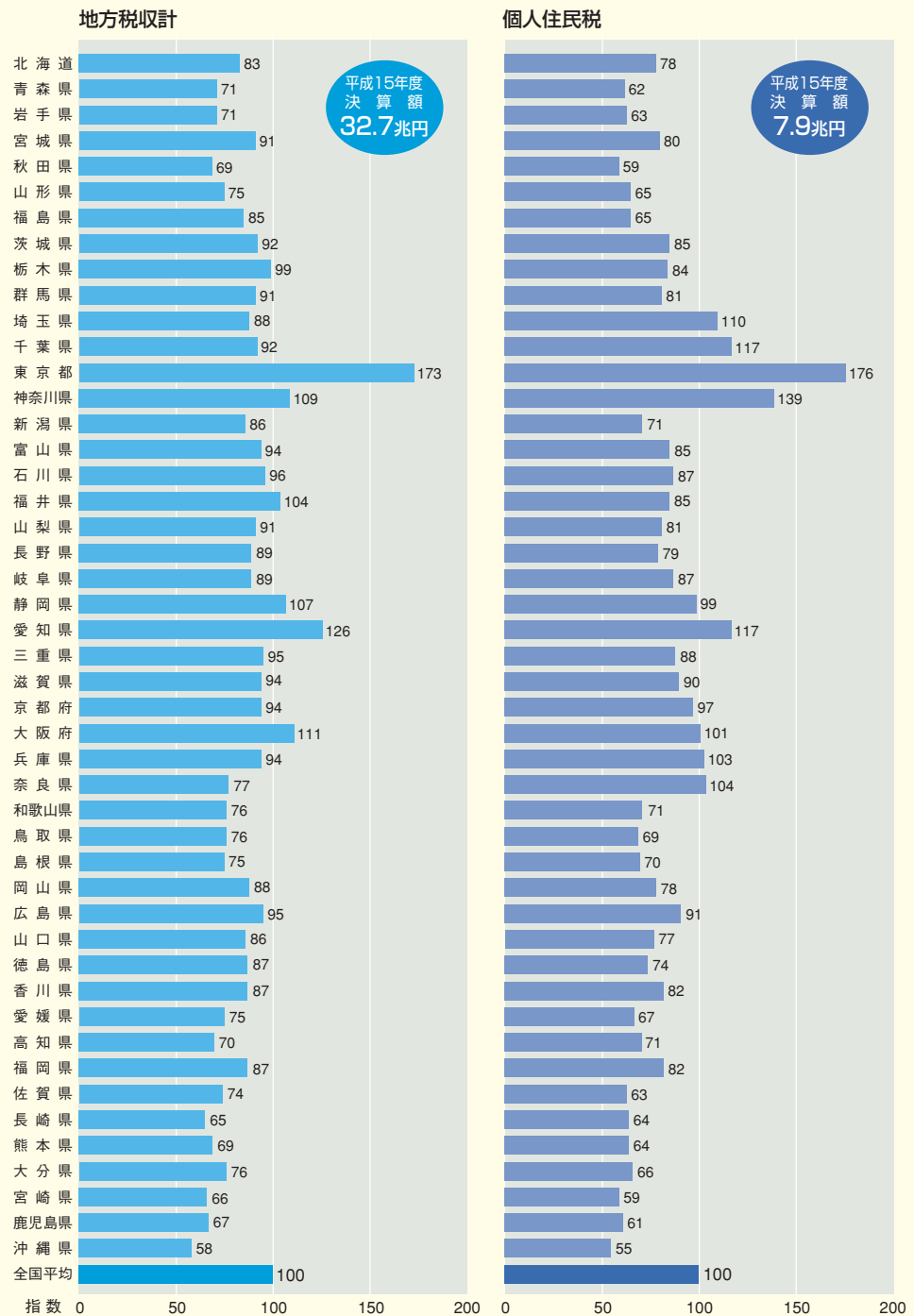
● 地方税

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すべく、地方税の充実確保を図ることが必要です。

参考

地方税収計、個人住民税の人口1人当たり税収額の指数

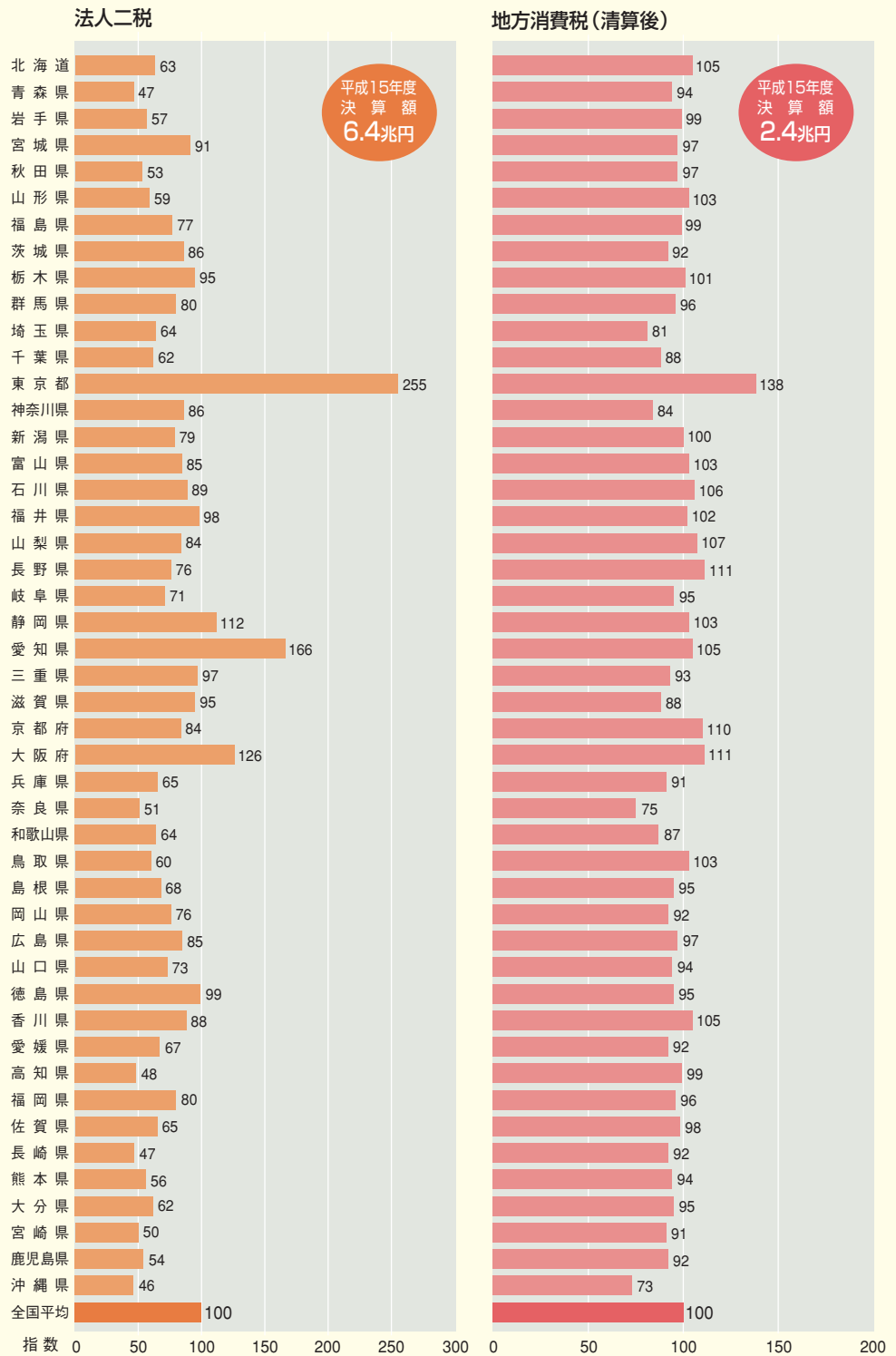
(全国平均を100とした場合、平成15年度)



(注) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額である。

法人二税、地方消費税(清算後)の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成15年度)



(注) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。

●地方交付税

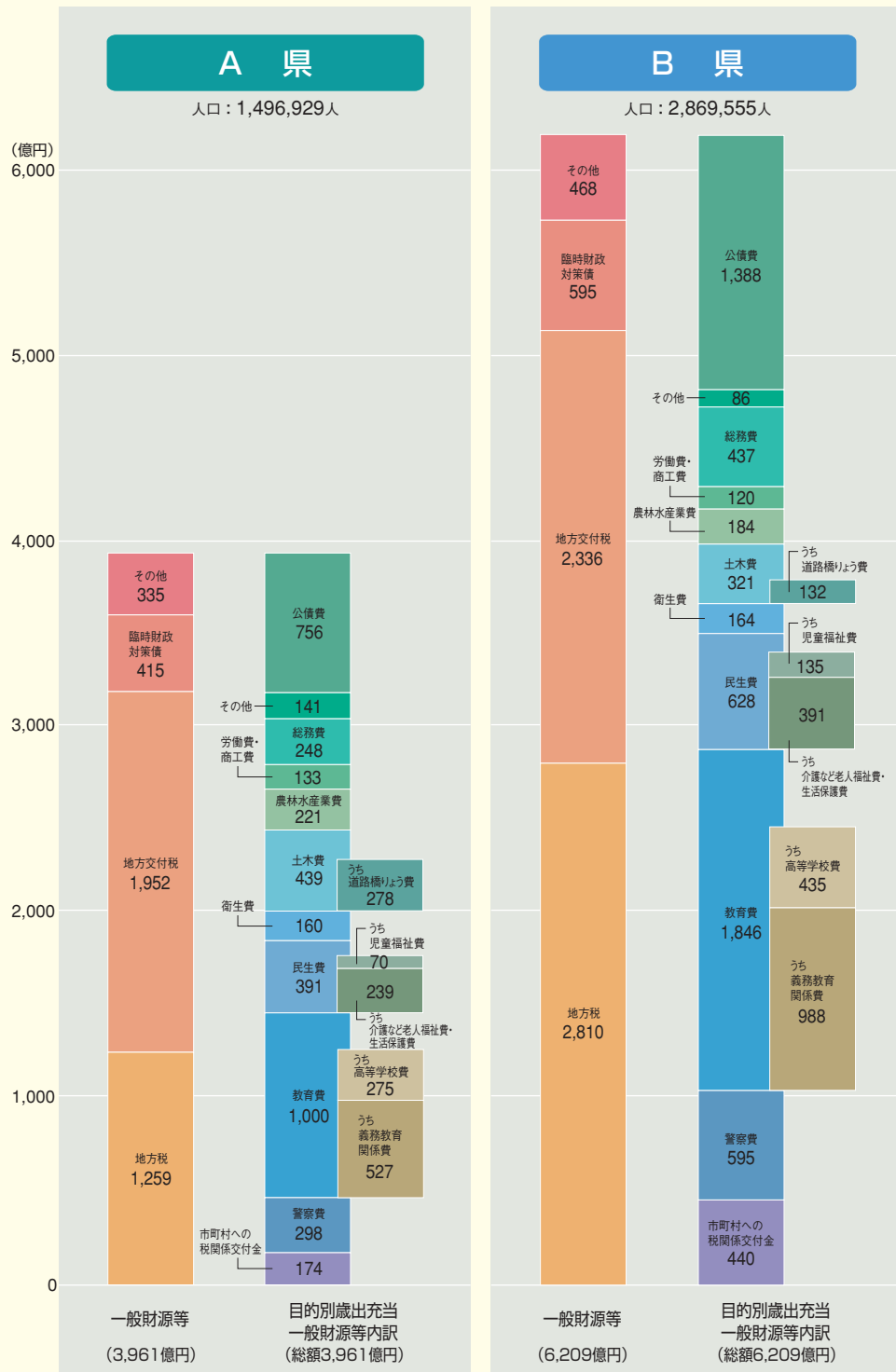
地域間に経済力・財政力の格差があること、我が国では、内政の大部分について国が法律などにより地方に一定の行政水準の確保を要請していることを踏まえると、その果たす役割は極めて重要です。

参考

地方交付税による財源保障(ミクロ)の状況(都道府県の例)

(平成15年度決算)

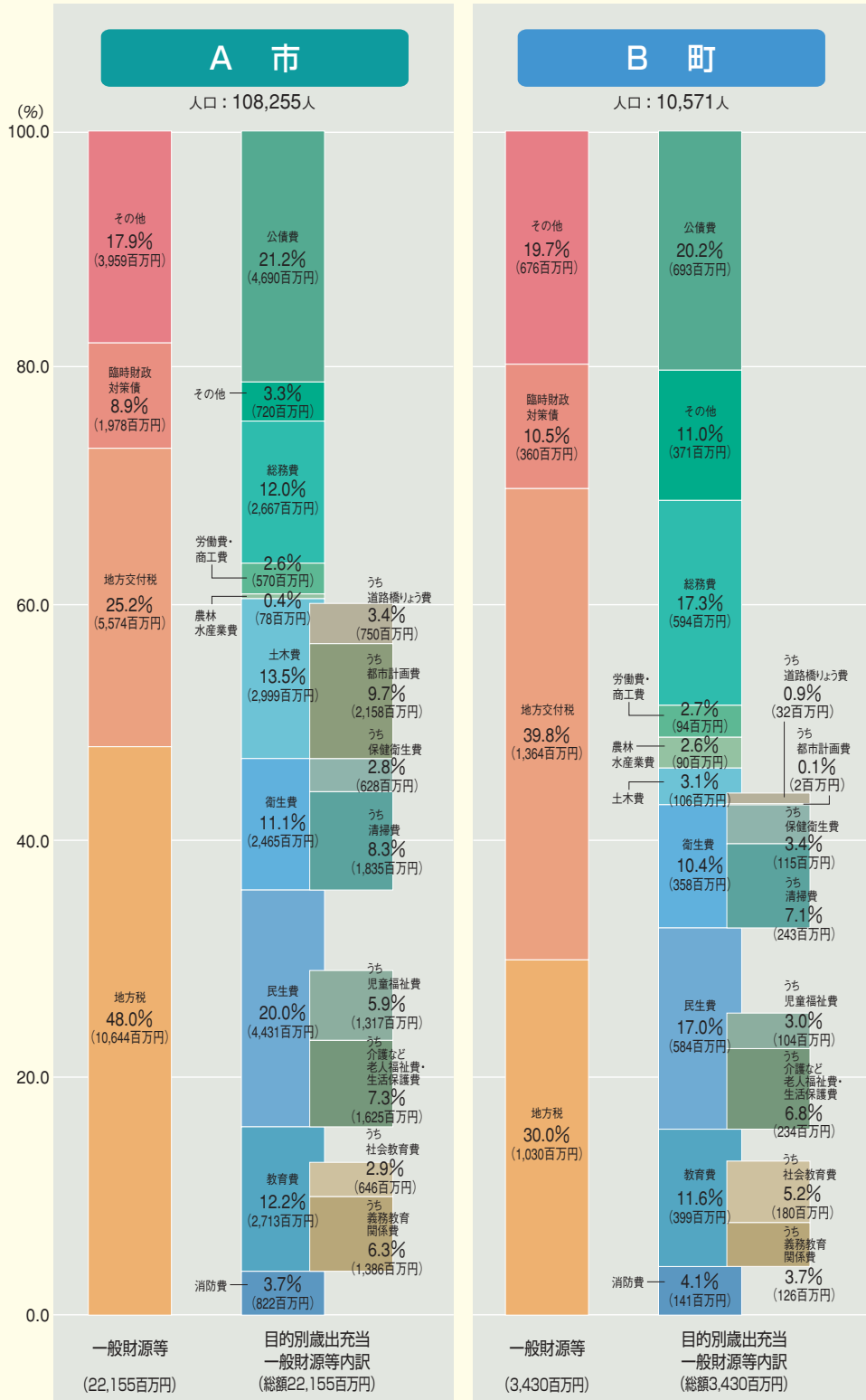
一般財源等



地方交付税による財源保障(ミクロ)の状況(市町村の例)

(平成15年度決算)

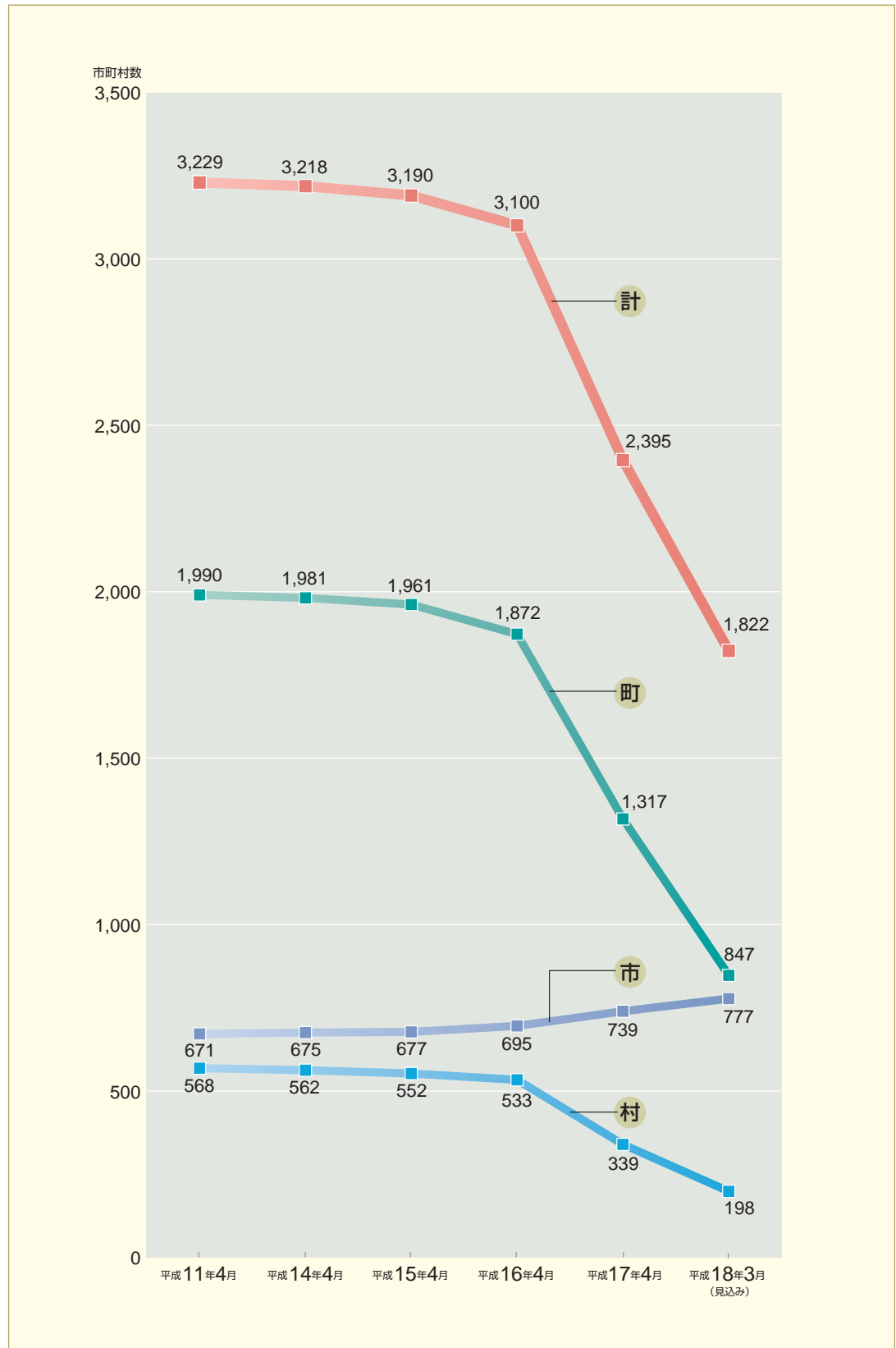
一般財源等



3 市町村合併の推進

地方分権が進展し、市町村の役割がますます重要なものとなるなかで、市町村の行財政基盤を強化し、国・地方を通じる厳しい財政状況下においても市町村の行政サービスを維持し、向上させるため、市町村合併により行政としての規模の拡大や効率化を図ることが必要です。

●市町村合併の進捗状況



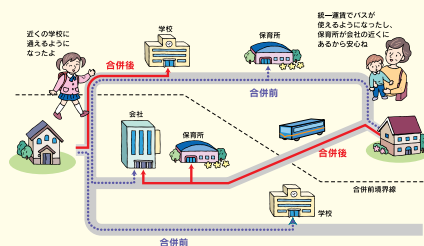
合併すると、どのようなメリット

1. 住民の利便性が向上します。

合併が実現すると、旧市町村界を超えた公共施設の利用やサービスが可能になり、暮らしがより便利になります。

〈例〉……

新潟市では、合併後、旧市町村界を越えて、空きのある保育所を利用することが可能になりました。

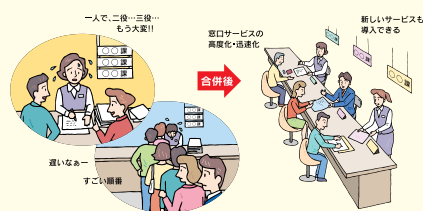


2. 行政サービスが多様化・高度化されます。

従来は設置することが困難であった専門の組織・職員を置くことができるなど、より専門的かつ高度な行政サービスの提供が可能となります。

〈例〉……

熊本県あさぎり町では、合併後、保健師の資格を持つ職員が充実し、これまでほとんど実施できなかった、乳幼児向け予防注射や成人向けの健康講座を数多く実施できるようになりました。



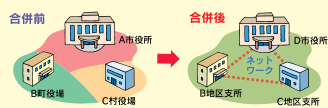
デメリットはないのでしょうか？



Q 役場が遠くなりませんか？

A 合併後も、それまでの市役所や町村役場は、引き続き新市町村の支所や出張所として活用できますし、また、住民票の発行など地域のニーズの高い特定の事務を、地域に密着した郵便局が取り扱うことが出来るような法律も整備されています。

さらには、政府の計画では、情報通信技術の発展により、家にいながらしてオンラインで申請等が出来るようになり、空間距離は問題とならない社会になっていくでしょう。



Q 住民の声が届きにくくなりませんか？

A 地域ごとの公聴会、行政モニターなど従来からあるものだけではなく、旧市町村の区域に「地域審議会」を設置し、合併した後も旧市町村ごとの住民の意向を考慮できるようになっています。小学校区などで住民の方々が主体的に参加するまちづくりについても、「わがまちづくり支援事業」として応援しています。

また、情報公開や説明責任を果たす体制が強化されることや、双方向機能をもつインターネットの活用等により新しい形での住民参加も可能となります。



Q サービスが低下しませんか？

A 合併前の市町村間で住民サービスの水準、使用料及び手数料等が異なることはあります。これらの問題は合併前の関係市町村間で話し合っ

て決められますが、事務処理の方法の効率化等によって、住民の皆さんが納得できるサービス水準や、負担に調整されるのが一般的です。また、合併により住民の負担が急激に増えないような法整備も行われてきています。



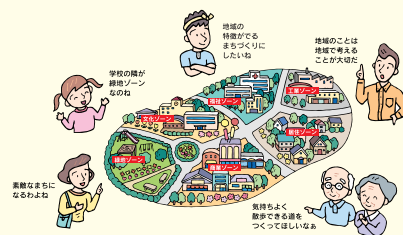
があるのでしょうか？……………

3. 広域的なまちづくりができます。

広域的な視点にたつて、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニング等、まちづくりをより効果的に実施できます。

〈例〉……

水戸市では、住宅団地、土地区画整理事業、工業団地整備事業などについて広い視点から一体的な土地利用が可能となりました。



4. 行財政の効率化ができます。

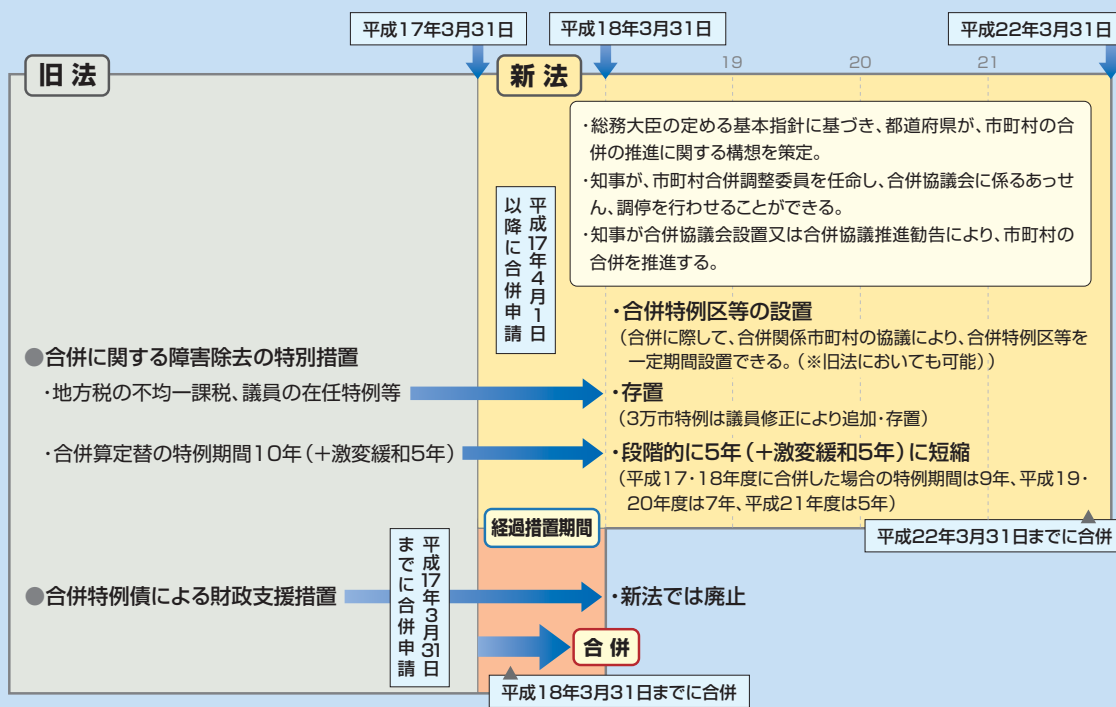
合併後は、それぞれのまちが別々に行っていた仕事や業務をまとめたり、公共施設の整備を効率的に行うことで、行財政の効率化が図れます。

〈例〉……

- ・篠山市では、市議が旧町村議員57人から26人へ減少した結果、年間約2億円の経費が削減されます。
- ・西東京市では、合併によって10年間で約190億円の経費削減が可能になります。



旧合併特例法と合併新法との比較



平成17年版 地方財政白書ビジュアル版

地方財政の状況

目で見る日本の地方財政

総務省自治財政局財務調査課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

電話 03-5253-5111 (内線5649)

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp>